

TAC税理士講座

2024年合格目標

上級コース

相続税法

INHERITANCE TAX

1 回体験講義用テキスト



034-0879-1005-18



相続税法上級コーステキストNo.1 コントロールタワー

回数 教材	テ ー マ	テ キ ス ト	付 録 (理 論)	ト レ ー ニ ン グ
第1回	講 義 ① 納税義務者 相続人と相続分 上場株式及び権利の評価	P. 1 ～ P. 54	テーマ1 ～ テーマ3 ～ テーマ4	問題1 ～ 問題10
第2回	講 義 ② 遺 贈 遺産が未分割である場合 金融商品等の評価	P. 55 ～ P. 110	テーマ3 ～ テーマ4	問題11 ～ 問題18
第3回	講 義 ③ 宅地等の評価 家屋等の評価 使用貸借	P. 111 ～ P. 164	テーマ1 ～ テーマ2	問題19 ～ 問題23
第4回	演 習 ① (通信答案提出回) 理論テーマ 納税義務者、課税価格 計算テーマ 納税義務者と各種規定の適用関係 金融商品の評価	/	/	/
第5回	講 義 ④ 宅地等の評価 立竹木の評価、山林の評価 特定計画山林の特例 農地の評価	P. 167 ～ P. 218	テーマ3 ～ テーマ4	問題24 ～ 問題31
第6回	講 義 ⑤ 小規模宅地等の特例	P. 219 ～ P. 264	テーマ3	問題32 ～ 問題39
第7回	講 義 ⑥ 取引相場のない株式の評価	P. 265 ～ P. 300	テーマ3	問題40 ～ 問題44
第8回	演 習 ② 理論テーマ 課税価格、相続時精算課税 計算テーマ 金融商品の評価 未分割財産の関連規定	/	/	/

章・テーマ		テ ー マ	テキスト				
			No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	
第1章	1	納税義務者	●				
第2章	2	相続人と相続分	●				
第3章	3	遺 贈	●				
	4	遺産が未分割である場合	●				
	5	小規模宅地等の特例	●				
	6	特定計画山林の特例	●				
	7	課税価格計算上の特殊論点			●		
	8	非課税財産		●			
	9	債務控除		●			
	第4章	10	生命保険金等		●		
		11	生命保険契約に関する権利		●		
12		退職手当金等			●		
13		定期金に関する権利		●			
14		継続受給権		●			
15		信託		●			
16		低額譲受と債務免除等			●		
17		その他の利益の享受			●		
第5章	18	生前贈与加算及び贈与税額控除		●			
	19	贈与税の配偶者控除		●	●		
	20	相続開始年分の贈与税額		●			
第6章	21	相続時精算課税の選択		●			
	22	住宅取得等資金の特例		●			
第7章	23	算出相続税額		●			
	24	配偶者に対する相続税額の軽減		●			
	25	未成年者控除		●			
	26	障害者控除		●			
	27	相次相続控除		●			
	28	外国税額控除		●			

章・テーマ	テ ー マ	テキスト				
		No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	
第8章	29	期限内申告書			●	
	30	延 納				●
	31	農地等の納税猶予				●
	32	非上場株式等の納税猶予（一般措置）				●
	33	非上場株式等の納税猶予（特例措置）				●
	34	個人の事業用資産の納税猶予				●
	35	山林の納税猶予				●
	36	美術品の納税猶予				●
	37	医療法人の納税猶予等				●
第9章	38	国外財産の評価と邦貨換算	●			
	39	宅地及び宅地の上に存する権利の評価	●			
	40	家屋及び家屋の上に存する権利の評価	●			
	41	立竹木の評価	●			
	42	山林の評価	●			
	43	農地の評価	●			
	44	一般動産とたな卸商品等の評価		●		
	45	相当の地代			●	
	46	使用貸借	●			
	47	定期借地権及び貸宅地の評価			●	
	48	上場株式の評価	●			
	49	気配相場等のある株式の評価		●		
	50	取引相場のない株式の評価	●	●		
	51	出資の評価		●		
	52	株式に関する権利の評価	●			
	53	公社債の評価	●			
	54	受益証券の評価	●			
	55	預貯金の評価	●			
	56	貸付金債権等の評価	●			
	57	受取手形の評価	●			
	58	ゴルフ会員権の評価	●			
59	配偶者居住権等の評価		●			

相続税法 上級講義（2024年目標） 理論学習予定

講義回数	テ ー マ	マスター・ドクター番号
No 1 ①回	相続税又は贈与税の納税義務者及び課税財産の範囲 相続税の課税価格 贈与税の課税価格	マスター1-1 マスター3-1 マスター4-1
No 1 ②回	相続税法の相続税の非課税財産 未分割遺産に対する課税 相続税法の贈与税の非課税財産	マスター3-2 マスター3-5 マスター4-2
No 1 ③回	人格のない社団等及び持分の定めのない法人に対する課税 特定一般社団法人等に対する課税 特別の法人から受ける利益に対する課税	マスター1-2 マスター1-3 マスター2-8
No 1 ⑤回	国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税 教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税 結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税	マスター3-3 マスター4-3 マスター4-4 マスター4-5
No 1 ⑥回	小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例 特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例 未成年者控除 障害者控除	マスター3-6 マスター3-7 マスター3-12 マスター3-13
No 1 ⑦回	遺産に係る基礎控除及び相続税の総額 相続税額の加算 相次相続控除 在外財産に対する相続税額の控除	マスター3-8 マスター3-9 マスター3-14 マスター3-15
No 2 ①回	贈与又は遺贈により取得したものとみなす信託に関する権利 受益者等が存しない信託等の特例 相続税法の財産の評価	マスター2-6 マスター2-7 マスター6-1
No 2 ③回	相続開始前3年以内に贈与があった場合の相続税額 配偶者に対する相続税額の軽減 贈与税の配偶者控除	マスター3-10 マスター3-11 マスター4-6
No 2 ⑤回	相続税法の相続時精算課税 相続時精算課税適用者の特例 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例	マスター5-1 マスター5-2 マスター5-3
No 2 ⑦回	債務控除 生命保険契約関係 定期金給付契約（生命保険契約を除く）関係	マスター3-4 ドクター1-1 ドクター1-2
No 3 ①回	遺贈により取得したものとみなす場合 贈与又は遺贈により取得したものとみなす低額譲受等 相続税法の相続税の期限内申告及び還付申告 相続税法の贈与税の期限内申告	マスター2-2 マスター2-5 マスター7-2 マスター7-3
No 3 ③回	相続税法の期限後申告、修正申告及び更正の請求の特例 租税特別措置法の期限後申告、修正申告及び更正の請求の特例 納税地	マスター7-4 マスター7-5 マスター7-8
No 3 ⑤回	納付及び還付 物 納 物納の撤回	マスター8-1 マスター8-5 マスター8-6
No 4 ①回	連帯納付の義務等 相続税の延納 贈与税の延納 特定の延納税額に係る物納	マスター8-2 マスター8-3 マスター8-4 マスター8-7
No 4 ③回	農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除 農地等についての相続税の納税猶予及び免除等	マスター9-1 マスター9-2
No 4 ⑤回	山林についての相続税の納税猶予及び免除 特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例 非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例	マスター9-3 マスター9-4 マスター9-10 マスター9-11 マスター9-12
No 4 ⑦回	個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除 個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除 医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除 医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の税額控除 個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例 医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除 医療法人の持分についての相続税の税額控除 医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例	マスター9-5 マスター9-6 マスター9-13 マスター9-14 マスター9-15 マスター9-16 マスター9-17 マスター9-18

相続税法 上級演習（2024年目標）理論出題予告

講義回数 (演習回数)	マスター・ドクター 番号	テ - マ
No 1 ④回 (1)	マスター 1-1 マスター 3-5 マスター 4-1	相続税又は贈与税の納税義務者及び課税財産の範囲 未分割遺産に対する課税 贈与税の課税価格
No 1 ⑧回 (2)	マスター 3-2 マスター 4-2 マスター 4-4	相続税法の相続税の非課税財産 相続税法の贈与税の非課税財産 教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税
No 2 ②回 (3)	マスター 1-2 マスター 2-8 マスター 3-14	人格のない社団等及び持分の定めのない法人に対する課税 特別の法人から受ける利益に対する課税 相次相続控除
No 2 ④回 (4)	マスター 2-6 マスター 2-7 マスター 3-6	贈与又は遺贈により取得したものとみなす信託に関する権利 受益者等が存しない信託等の特例 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例
No 2 ⑥回 (5)	マスター 3-10 マスター 4-6 マスター 6-1	相続開始前3年以内に贈与があった場合の相続税額 贈与税の配偶者控除 相続税法の財産の評価
No 2 ⑧回 (6)	マスター 3-13 マスター 5-1 マスター 5-2	障害者控除 相続税法の相続時精算課税 相続時精算課税適用者の特例
No 3 ②回 (7)	マスター 3-8 マスター 3-9 マスター 3-11 マスター 3-12	遺産に係る基礎控除及び相続税の総額 相続税額の加算 配偶者に対する相続税額の軽減 未成年者控除
No 3 ④回 (8)	マスター 3-4 マスター 7-2 マスター 7-3 マスター 7-8	債務控除 相続税法の相続税の期限内申告及び還付申告 相続税法の贈与税の期限内申告 納税地
No 3 ⑥回 (9)	マスター 3-3 マスター 7-4 マスター 7-5	国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等 相続税法の期限後申告、修正申告及び更正の請求の特例 租税特別措置法の期限後申告、修正申告及び更正の請求の特例
No 4 ②回 (10)	マスター 8-3 マスター 8-5 マスター 8-7	相続税の延納 物 納 特定の延納税額に係る物納
No 4 ④回 (11)	マスター 8-2 マスター 9-1 マスター 9-2	連帯納付の義務等 農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除 農地等についての相続税の納税猶予及び免除等
No 4 ⑥回 (12)	マスター 9-10 マスター 9-11 ドクター 1-1	非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例 生命保険契約関係
No 4 ⑧回 (13)	マスター 2-5 マスター 9-5 マスター 9-13 マスター 9-14	贈与又は遺贈により取得したものとみなす低額譲受等 個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除 医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除 医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の税額控除

・カッコ数字は通算回数

テキスト

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ
P 1 ~ 54

第 1 回

< 今回の学習内容 >

講 義 ①

●計 算

- テーマ1 納税義務者
- テーマ2 相続人と相続分
- テーマ48 上場株式の評価
- テーマ52 株式に関する権利の評価

●理 論

- テーマ1 納税義務者
- テーマ3 相続税の課税価格・税額計算
- テーマ4 贈与税の課税価格・税額計算

テーマ 1

納税義務者

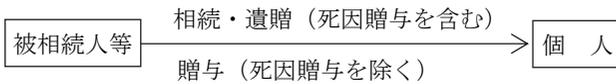
項目及び内容	重要度
1-1 納税義務者（個人）	
① 一般の場合	☆☆☆
② 相続時精算課税適用者の納税義務者の区分	☆☆☆
1-2 納税義務者（みなし個人）	
● 個人とみなされるもの	☆☆☆
1-3 課税財産の範囲と課税価格	
① 相続税	☆☆☆
② 贈与税	☆☆☆

1-1 納税義務者(個人)



ポイント整理

① 一般の場合 (法1の3①、1の4①)



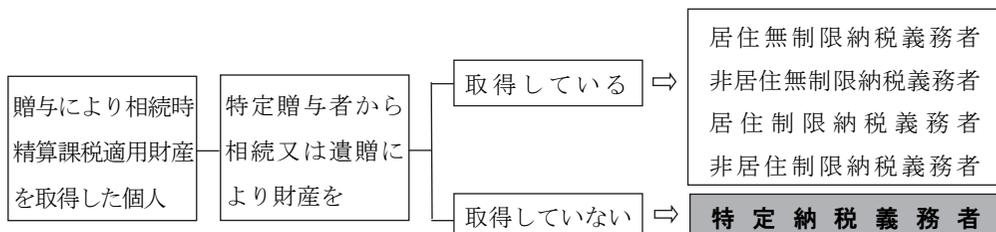
(1) 取得者が財産取得時に国内に住所を有している場合 (居住〇〇納税義務者)

		被相続人又は贈与者	
		右記以外	外国人被相続人 (贈与者) 又は非居住被相続人 (贈与者)
取得者	下記以外	無制限	無制限
	一時居住者 (※1)	無制限	制限

(2) 取得者が財産取得時に国外に住所を有している場合 (非居住〇〇納税義務者)

			被相続人又は贈与者	
			右記以外	外国人被相続人 (贈与者) 又は非居住被相続人 (贈与者)
取得者	日本国籍有	10年以内に国内に住所有	無制限	無制限
		10年以内に国内に住所無	無制限	制限
	日本国籍無		無制限	制限

② 相続時精算課税適用者の納税義務者の区分 (法1の3①)




Check
1 住所の意義（基通1の3・1の4共－5）

「住所」とは、各人の生活の本拠をいう。この場合において、同一人について同時に法施行地に2箇所以上の住所はないものとする。

2 日本国籍と外国国籍とを併有する者がいる場合（基通1の3・1の4共－7）

「日本国籍を有する個人」には、日本国籍と外国国籍を併有する重国籍者も含まれる。

3 総合計算問題を解答する際の納税義務の判定

試験問題上、被相続人又は財産の取得者について「国外に住所を有したことがある旨」や「在留資格を有し、一時的に国内に居住している旨」等の資料が与えられていなければ、被相続人又は財産の取得者は従前から継続して国内にのみ住所を有していたものとして解答すれば良い。

4 国内に住所があるものとする場合（基通1の3・1の4共－6）

次に掲げる者の住所は、その者が相続開始時に法施行地を離れている場合であっても、法施行地にあるものとする。

日本国籍を有している者又は国内に永住する許可を受けている者のうち

- (1) 留学生で法施行地にいる者の扶養親族となっている者
- (2) 国外勤務（出国から帰国まで）がおおむね1年以内であると見込まれる者
- (3) 国外出張、国外興行等により一時的に法施行地を離れている者

5 納税義務の改正に関する取扱い

令和3年に改正されているため、相続税の総合計算問題を解答するにあたっては、生前贈与の資料において改正前（旧法）の取扱いが問われる場合も考えられる。

【R3改正前】

外国人贈与者→一時居住贈与者（贈与の時に在留資格を有し、かつ、法施行地に住所を有していた贈与者で、その贈与前15年以内において法施行地に住所を有していた期間の合計が10年以下であるものをいう。）

非居住贈与者→ 贈与時に法施行地に住所を有していない贈与者で、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 贈与前10年以内のいずれかの時において法施行地に住所を有していたことがある次のもの（法施行地に住所を有していた期間、日本国籍を有していなかったものに限る）

- ① 法施行地に住所を有しなくなった日前15年以内において、法施行地に住所を有していた期間の合計が10年以下である

- ② 法施行地に住所を有しなくなった日前15年以内において、法施行地に住所を有していた期間の合計が10年を超えるもののうち、同日から2年を経過している
- (2) 贈与前10年以内のいずれの時においても法施行地に住所を有していたことがない

設 例（納税義務の有無）

（例1）

次に掲げる者は東京都千代田区に住所を有する甲からそれぞれ次に掲げる財産を相続又は遺贈により取得している。なお、甲は日本国籍を有しており、上記以外に住所を有したことはない。

- (1) 東京都大田区に住所を有するAが相続により取得した財産
 - ① 東京都千代田区に所在する土地
 - ② イタリアに所在する土地
- (2) イギリスに住所を有するB（日本国籍を有している）が遺贈により取得した財産
なお、Bは相続開始前10年以内に日本国内に住所を有していた。
 - ① 埼玉県所沢市に所在する土地
 - ② イギリスに所在する別荘及び別荘地
- (3) フランスに住所を有するC（日本国籍を有していない）が遺贈により取得した財産
なお、Cはフランス以外に住所を有したことはない。
 - ① 愛知県名古屋市の所在する土地
 - ② フランスに所在する別荘及び別荘地

（例2）

特定贈与者である乙から贈与により財産を取得したE及びFは、贈与を受けた年分について相続時精算課税選択届出書を納税地の所轄税務署長に提出している。なお、乙、E及びFはいずれも日本国籍を有し、かつ、東京都に住所を有している。

- (1) Eは乙死亡時において、乙から相続又は遺贈により財産を取得している。
- (2) Fは乙死亡時において、乙から相続又は遺贈により財産を取得していない。

解 説

(1) 例1について

- ① Aは居住無制限納税義務者として相続税の納税義務を負う。
- ② Bは非居住無制限納税義務者として相続税の納税義務を負う。
- ③ Cは非居住無制限納税義務者として相続税の納税義務を負う。

(2) 例2について

- ① Eは居住無制限納税義務者として相続税の納税義務を負う。
- ② Fは特定納税義務者として相続税の納税義務を負う。

1-2 納税義務者(みなし個人)



ポイント整理

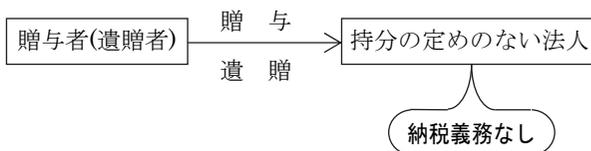
● 個人とみなされるもの (法66、66の2)

(1) 人格のない社団等

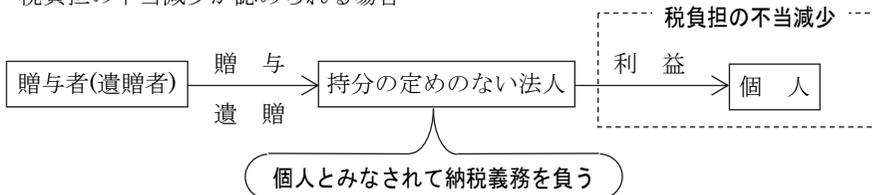


(2) 持分の定めのない法人

① 原則



② 税負担の不当減少が認められる場合



(3) 特定一般社団法人等 **上級**




Check
1 個人とみなされるもの

(1) 具体例又は定義

① 人格のない社団等

PTA、同窓会、町内会、後援会、互助会など

② 持分の定めのない法人

一般社団法人、一般財団法人、持分の定めのない医療法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、公益社団法人、公益財団法人など

③ 特定一般社団法人等

一般社団法人等のうち次の要件のいずれかを満たすものをいう。

イ 相続開始直前における理事の総数のうち2分の1超が被相続人に係る同族理事※

ロ 相続開始前5年以内にイの2分の1超の期間の合計が3年以上

※ 同族理事とは、理事のうち被相続人又はその配偶者、3親等内の親族その他特別の関係のある者をいう。

(2) 人格のない社団等又は持分の定めのない法人が個人とみなされて贈与税の納税義務を負う場合においては、贈与により取得した財産について、その贈与者の異なるごとに、その贈与者の各1人のみから財産を取得したものとみなして算出した場合の贈与税額の合計額をもって、納付すべき贈与税額とする。

(3) 特定一般社団法人等が課税される金額

$$\frac{\text{相続開始時における特定一般社団法人等の純資産額}}{\text{相続開始時における同族理事の数※} + 1} = \text{課税金額}$$

※ 被相続人を除く。

(4) 特定一般社団法人等に相続税が課税される場合の注意点

① 生前贈与加算

特定一般社団法人等がその死亡した者から相続開始前3年以内に贈与により財産を取得していたときは、その贈与により取得した財産には生前贈与加算の規定は適用しない。

② 相続税法第66条第4項との関係

法66④により課税された場合には、法66④で課税された贈与税又は相続税の額を控除することとなる。

1-3 課税財産の範囲と課税価格



ポイント整理

① 相続税

(1) 一般の場合（法2、11の2）

納税義務者の区分	課税財産の範囲	課税価格
居住無制限納税義務者 非居住無制限納税義務者	取得した財産の全部	相続又は遺贈により取得したすべての財産の価額の合計額
居住制限納税義務者 非居住制限納税義務者	取得した財産で法施行地にあるもの	相続又は遺贈により取得した財産で法施行地にあるものの価額の合計額

※ 遺贈には、死因贈与を含む。

(2) 相続時精算課税適用者の場合（法21の15、21の16）

① 特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得している場合

相続時精算課税適用財産の価額（基礎控除額を控除した残額）を相続税の課税価格に加算した価額をもって、相続税の課税価格とする。

② 特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得していない場合

相続時精算課税適用財産を特定贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなして、相続時精算課税適用財産の価額（基礎控除額を控除した残額）を相続税の課税価格を算入する。

② 贈与税（法2の2、21の2、21の10、令4の4の2）

	納税義務者の区分	課税財産の範囲	課税価格
(1)	居住無制限納税義務者	取得した財産の全部	贈与により取得したすべての財産の価額の合計額
(2)	非居住無制限納税義務者		
(3)	居住制限納税義務者	取得した財産で法施行地にあるもの	贈与により取得した財産で法施行地にあるものの価額の合計額
(4)	非居住制限納税義務者		

※1 1暦年中に上記の納税義務者のうち2以上に該当する者の課税価格

次の①から④に掲げる財産の区分に応じ、その該当するものの価額の合計額

- ① (1)に該当する者である期間内に贈与により取得した財産
- ② (2)に該当する者である期間内に贈与により取得した財産
- ③ (3)に該当する者である期間内に贈与により取得した財産で法施行地にあるもの
- ④ (4)に該当する者である期間内に贈与により取得した財産で法施行地にあるもの

※2 贈与からは、死因贈与を除く。

※3 相続時精算課税適用者に係る贈与税の課税価格は、特定贈与者ごとに贈与により取得した財産の価額を合計し、それぞれの合計額とする。

 **Check**

1 死因贈与財産の課税価格算入額

贈与契約時の価額ではなく、相続開始時の価額で相続税の課税価格に算入し、遺贈財産の価額を計算する欄に記入する。

2 相続時精算課税適用財産の課税価格算入額（基通21の15-2）

相続開始時における財産の状況にかかわらず、その財産の贈与時の価額により、相続税の課税価格を計算する。

3 納税義務者の区分からみた各種規定の適用関係（特定納税義務者を除く。）

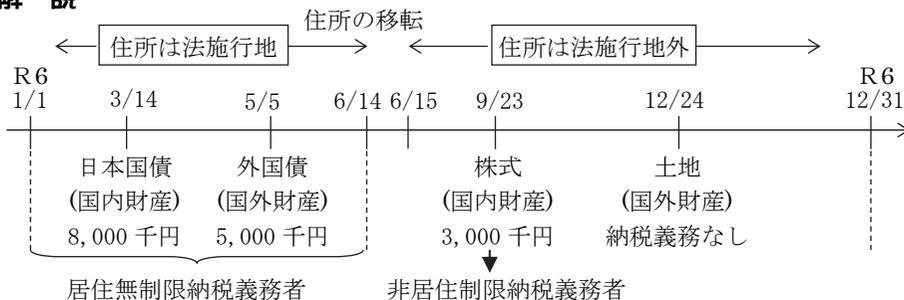
		居住無制限納税義務者	非居住無制限納税義務者	居住制限納税義務者 非居住制限納税義務者
相続税	債務控除	債務	○	○（限定）
		葬式費用	○	○
	未成年者控除	○	○	×
	障害者控除	○	×	×
	外国税額控除	○	○	×
贈与税	特定障害者の非課税	○	×	×
	住宅取得等資金の非課税	○	○	×
	住宅取得等資金の特例	○	○	×
	外国税額控除	○	○	×
納税地		住所地	申告又は指定	申告又は指定等

 **設 例（贈与税の課税財産の範囲、課税価格）**

A（日本国籍は有していない。）が令和6年中に贈与により取得した財産は、次のとおりである。なお、Aは、平成22年から令和6年6月14日までは東京都に住所を有していたが、6月15日以降は米国に住所を有している。

- 3月14日 B（日本国籍を有し、国内に住所を有する者）から日本国債 8,000千円
 - 5月5日 C（米国に住所を有する者）から外国債 5,000千円
 - 9月23日 D（米国に住所を有する者）から日本にある株式 3,000千円
 - 12月24日 E（米国に住所を有する者）から米国にある土地 10,000千円
- C、D及びEは日本国内に住所を有したことはない。

 **解 説**



Aは、6月14日までは10年超法施行地に住所を有しているため、一時居住者に該当しないことから、取得財産の所在を問わず、贈与税の納税義務を負う。6月15日以降は法施行地に住所を有しておらず、また日本国籍を有していないため、国内に住所を有したことがない者からの贈与については法施行地に所在する財産についてのみ納税義務を負う。

8,000千円（日本国債）+ 5,000千円（外国債）+ 3,000千円（株式）= 16,000千円

 **研究 財産の所在一覧** (法10)

財産の種類	項目
動産、不動産、不動産の上に存する権利	動産又は不動産の所在
金融機関に対する預金、貯金等	受入れ又は引受けをした営業所又は事業所の所在
集団投資信託又は法人課税信託に関する受益証券	
保険金	保険会社の本店又は主たる事務所の所在(注)
退職手当金等	支払った者の住所又は本店もしくは主たる事務所の所在(注)
貸付金債権	債務者又は支払った者の住所又は本店もしくは主たる事務所の所在
社債、株式、外国預託証券	発行法人の本店又は主たる事務所の所在
営業所又は事業所を有する者の営業上又は事業上の権利(受取手形、売掛金等)	その営業所又は事業所の所在
国債又は地方債	法施行地(常に国内財産)
外国又は外国の地方公共団体等が発行する公債	その外国(常に国外財産)
上記以外の財産	被相続人又は贈与者の住所の所在

(注) 法施行地に本店又は主たる事務所がない場合において、法施行地に営業所又は事務所があるときはその営業所又は事務所の所在とする。

※1 貸付金債権と営業上又は事業上の権利(基通10-3)

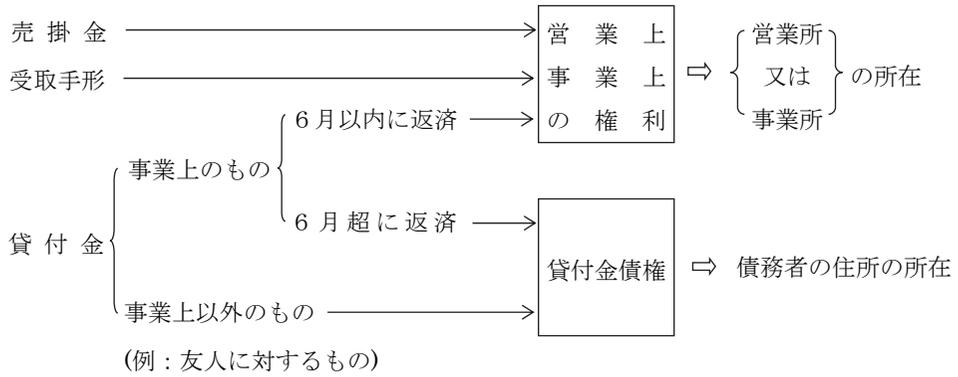
貸付金債権には、いわゆる融通手形による貸付金が含まれるが、次に掲げるものは営業上又は事業上の権利になる。

- ① 売掛債権
- ② いわゆる商業手形債権
- ③ その他事業取引に関して発生した債権で短期間内(おおむね6月以内)に返済されるべき性質のもの

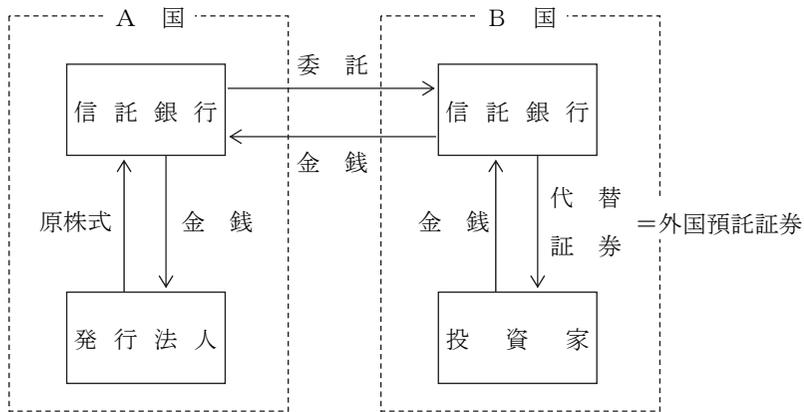
※2 外国預託証券(令1の15①)

外国預託証券とは、株主との間に締結した契約に基づき株券の預託を受けた者が外国において発行する有価証券で、その株式に係る権利を表示するものをいう。

1 貸付金債権と営業上又は事業上の権利



2 外国預託証券



- * A国が日本である場合 ⇒ 外国預託証券は国内財産
- B国が日本である場合 ⇒ 外国預託証券は国外財産

テーマ 2

相続人と相続分

項目及び内容	重要度
2-1 相続税法上の相続人	
① 相続人と法定相続人	☆☆☆
② 民法からみた相続人と法定相続人	☆☆☆
2-2 相続人と相続分の基礎	
① 相続人の基礎	☆☆☆
② 相続分の基礎	☆☆☆
2-3 第1順位の血族相続人	
① 非嫡出子	☆
② 胎児	☆
③ 配偶者の連れ子と父母が離婚している場合の子	☆
2-4 第2順位の血族相続人	
● 直系尊属の範囲	☆☆
2-5 第3順位の血族相続人	
① 兄弟姉妹の範囲	☆☆
② 半血兄弟姉妹の相続分	☆☆
2-6 代襲相続人	
① 定義	☆☆
② 代襲原因	☆☆☆
③ 取扱い	☆☆☆
④ 代襲相続分	☆☆☆
2-7 同時死亡	
① 取扱い	☆☆
② 効果	☆☆☆
2-8 養子縁組があった場合	
① 普通養子制度と特別養子制度	☆☆
② 養子の代襲相続人	☆☆
③ 身分関係が重複する場合の取扱い	☆☆

2-9 法定相続人の数に算入する養子の数	
① 法定相続人の数に算入する被相続人の養子の数	☆☆☆
② 相続税の総額の計算	☆☆☆
2-10 指定相続分	
① 概要	☆
② 相続分の指定があった場合	☆
③ 指定相続分の効果	☆

2-1 相続税法上の相続人

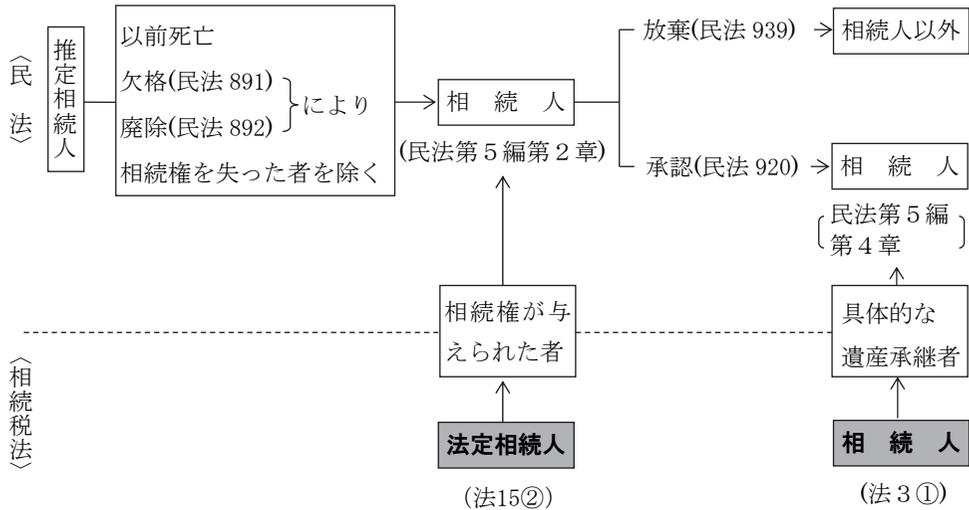


ポイント整理

① 相続人と法定相続人 (法3、15)

呼 称	定 義
相 続 人 (相続税法第3条第1項)	相続を放棄した者及び相続権を失った者を含まない相続人
法 定 相 続 人 (相続税法第15条第2項)	相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人

② 民法からみた相続人と法定相続人



 **Check****1 相続人と法定相続人**

相続税法上、「相続人」という用語には、「相続により財産を取得する者」と「税額を算出するために必要とされる者」という2概念があり、それぞれを使い分ける方法をとっている。これは、相続税法が独自の概念を設けることにより、税金を納める者の意思を排除して、常に税負担が変動しないようにしているためである。

2 相続人（法3①に規定する相続人）

次の3つの事由に該当した者を除いた相続人をいう。

- (1) 相続を放棄した者
 - (2) 欠格事由に該当した者
 - (3) 推定相続人から廃除された者
- } 相続権を失った者

3 法定相続人（法15②に規定する相続人）

次の2つの事由に該当した者を除いた相続人をいう。

- (1) 欠格事由に該当した者
- (2) 推定相続人から廃除された者

2-2 相続人と相続分の基礎



ポイント整理

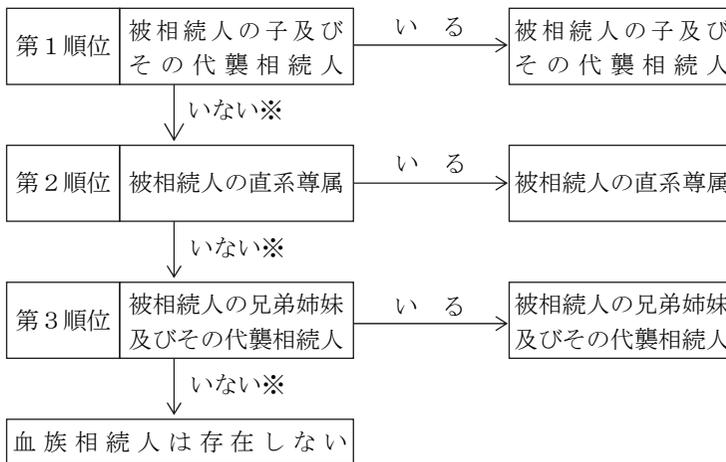
① 相続人の基礎 (民法887①、889①、890)

(1) 配偶者相続人

民法上「被相続人の配偶者は、常に相続人となる。」と定められている。

(2) 血族相続人

配偶者相続人と同順位で相続人となる血族相続人については、順位を付して相続人となる者を定めている。



※ 死亡、欠格、廃除及び放棄のいずれかの事由に該当する場合を含む。

② 相続分の基礎 (民法900)

(1) 法定相続分

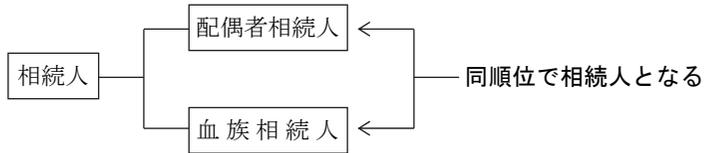
配偶者相続人の相続分	血族相続人の相続分		
	子	直系尊属	兄弟姉妹
$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$		
$\frac{2}{3}$		$\frac{1}{3}$	
$\frac{3}{4}$			$\frac{1}{4}$

(2) 子、直系尊属及び兄弟姉妹が複数いる場合

各自の相続分は相等しいものとする。

Check

1 相続人の概要



2 配偶者相続人

配偶者とは、相続開始の時ににおいて被相続人と正式な婚姻関係にある者をいうため、内縁関係にある者及び離婚した者は、相続人となることができない。

3 血族相続人

血族相続人は、順位を付して相続人となる者を定めているため、配偶者相続人と血族相続人の組み合わせは、次の7通りしかない。

- (1) 配偶者相続人と第1順位の血族相続人
- (2) 配偶者相続人と第2順位の血族相続人
- (3) 配偶者相続人と第3順位の血族相続人
- (4) 配偶者相続人（血族相続人がいない）
- (5) 第1順位の血族相続人（配偶者相続人がいない）
- (6) 第2順位の血族相続人（配偶者相続人がいない）
- (7) 第3順位の血族相続人（配偶者相続人がいない）

2-3 第1順位の血族相続人



ポイント整理

① 非嫡出子（民法779）

(1) 非嫡出子と嫡出子の意義

嫡出子	正式な婚姻関係にある男女間に生まれた子をいう。
非嫡出子	正式な婚姻関係にない男女間に生まれた子をいう。

(2) 非嫡出子と嫡出子の取扱い

区分	親子の関係	取扱い
嫡出子	——	相続人となる
非嫡出子	母子関係	
	父子関係	認知した場合 認知しない場合

② 胎児（基通11の2-3）



③ 配偶者の連れ子と父母が離婚している場合の子

(1) 配偶者の連れ子

相続人となることはできない。

(2) 父母が離婚している場合の子

父母双方の相続人となる。

 **Check****1 非嫡出子**

母子関係の場合には、出産の事実に基づいて法律上の血族関係が認められるが、父子関係の場合には、法律上の血族関係が不明確である。

したがって、子の利益を保護するために認知という制度を設け、父親が認知をした場合においては、法律上の血族関係が成立することとしている。

2 胎児**(1) 相続税法上の取扱い**

相続税法は、税金を計算する法律であるため、不確実な事項を排除しなければならない。

したがって、申告書を提出する時を基準として、胎児を相続人として取り扱うか否かを定めている。

(2) 未成年者控除額（基通19の3-3）

胎児の未成年者控除額は、1,800,000円である。

3 配偶者の連れ子及び離婚している場合の子**(1) 前提**

血族相続人となる者は、被相続人との間の血族関係がなければならない。

(2) 配偶者の連れ子

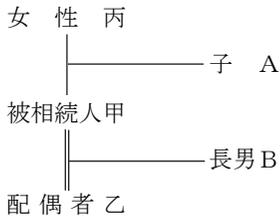
配偶者の連れ子のように夫婦の婚姻関係によって生じた親族（姻族）関係は、法律上の血族関係はない。したがって、婚姻する際に姓を同じくすることとなった場合及び同居することとなった場合においても、相続人とならない。

(3) 離婚している場合の子

父母が離婚している場合においても、その子と父母との血族関係は消滅しない。したがって、父又は母が再婚して、子の姓と父母の姓が異なることとなった場合においても、父母双方の相続人となる。

設 例 (相続人、相続分)

(例1)



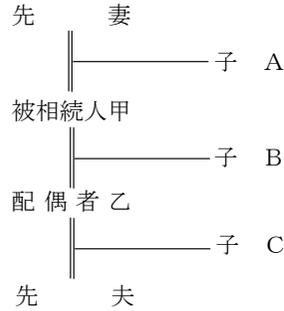
<ケース1>

甲がAを認知した場合

<ケース2>

甲がAを認知していない場合

(例2)



(注) 甲と先妻及び乙と先夫は、相続開始以前に離婚している。

解 説

(1) 例1について

<ケース1>

被相続人甲が子Aを認知した場合には、Aは相続人となる。

配偶者乙	$\frac{1}{2}$
子 A	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$
長男 B	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$

<ケース2>

被相続人甲が子Aを認知していない場合には、Aは相続人とならない。

配偶者乙	$\frac{1}{2}$
長男 B	$\frac{1}{2}$

(2) 例2について

離婚した場合の子(子A)は相続人となるが、配偶者の連れ子(子C)は相続人とならない。

配偶者乙	$\frac{1}{2}$
子 A	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$
子 B	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$

<メ モ>

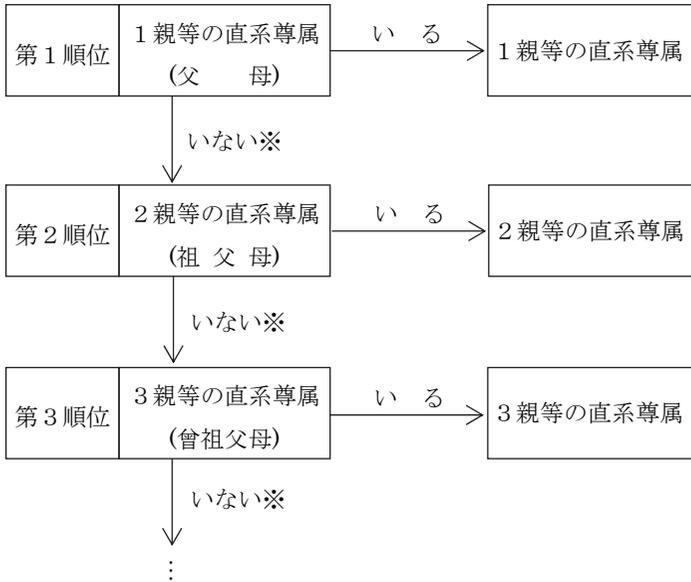
2-4 第2順位の血族相続人



ポイント整理

● 直系尊属の範囲 (民法889①一)

直系尊属には、被相続人の父母以外に祖父母等も含まれる。この場合には、被相続人に親等の近い者から優先して相続人となる。



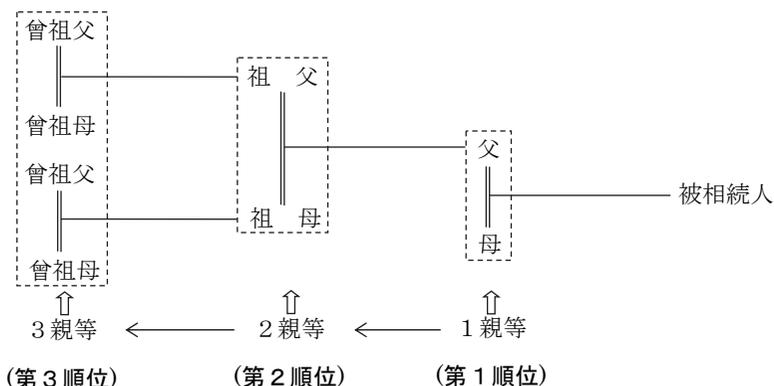
※ 死亡、欠格、廃除及び放棄のいずれかの事由に該当する場合をいう。

 **Check**

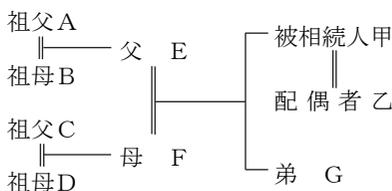
1 直系尊属とは

直系（血統が直線的につながっていること）の尊属（自分より世代が上の者）で、かつ、血族である者をいう。

2 直系尊属の順位



 **設 例（相続人、相続分）**



<ケース1> 祖父A及び母Fが被相続人甲の相続開始以前に死亡している場合

<ケース2> <ケース1>の場合において、父Eも被相続人甲の相続開始以前に死亡している場合

 **解 説**

<ケース1>

配偶者乙 $\frac{2}{3}$
 父 E $\frac{1}{3}$

<ケース2>

配偶者乙 $\frac{2}{3}$
 祖母 B $\frac{1}{3} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{9}$
 祖父 C $\frac{1}{3} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{9}$
 祖母 D $\frac{1}{3} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{9}$

 **留意点**

- (1) 直系尊属の相続分は、常に相等しくなることに注意すること。
- (2) 父母が相続人に該当しないからといって、即第3順位の血族相続人である兄弟姉妹を相続人とすることのないように注意すること。

2-5 第3順位の血族相続人

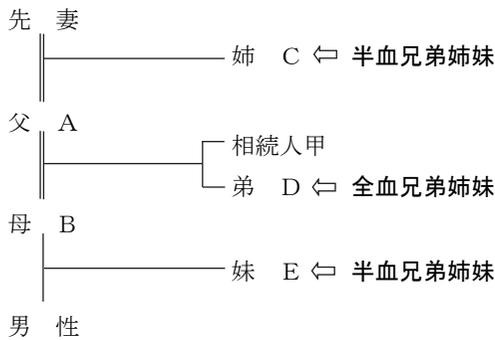


ポイント整理

① 兄弟姉妹の範囲

呼称	兄弟姉妹の範囲	取扱い
全血兄弟姉妹	被相続人と父及び母を同じくする兄弟姉妹	相続人として取扱う
半血兄弟姉妹	被相続人と父又は母の一方のみを同じくする兄弟姉妹	相続人として取扱う

【図解】



② 半血兄弟姉妹の相続分 (民法900四)

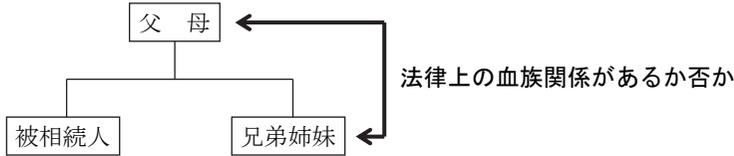
全血兄弟姉妹の相続分の 2分の1 である。

 **Check**

1 兄弟姉妹の範囲

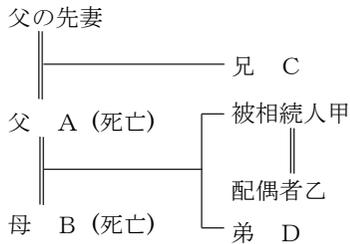
被相続人の兄弟姉妹には、被相続人と父及び母を同じくする兄弟姉妹（全血兄弟姉妹）のほか、被相続人と父又は母の一方を同じくする兄弟姉妹（半血兄弟姉妹）も含まれる。

<考え方>

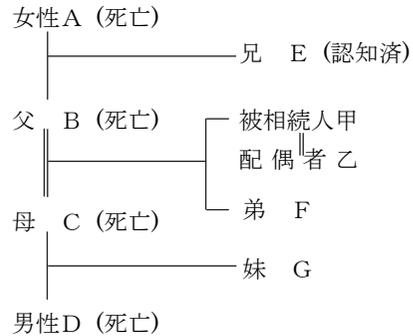


 **設 例（相続人、相続分）**

(例1)



(例2)



 **解 説**

(1) 例1について

被相続人と父のみを同じくする兄弟姉妹（兄C）も相続人となる。

$$\begin{array}{l} \text{配偶者乙} \quad \frac{3}{4} \\ \text{兄 C} \quad \frac{1}{4} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{12} \\ \text{弟 D} \quad \frac{1}{4} \times \frac{2}{3} = \frac{1}{6} \end{array}$$

(2) 例2について

被相続人と父又は母の一方のみを同じくする兄弟姉妹（兄E、妹G）も相続人となる。

$$\begin{array}{l} \text{配偶者乙} \quad \frac{3}{4} \\ \text{兄 E} \quad \frac{1}{4} \times \frac{1}{4} = \frac{1}{16} \\ \text{弟 F} \quad \frac{1}{4} \times \frac{2}{4} = \frac{1}{8} \\ \text{妹 G} \quad \frac{1}{4} \times \frac{1}{4} = \frac{1}{16} \end{array}$$

2-6 代襲相続人



ポイント整理

① 定義

呼 称	定 義
被 代 襲 者	相続人となるべき地位にあったが、死亡その他の事由により相続権を失ったため、代襲されることとなった者
代襲者(代襲相続人)	被代襲者の子で、代襲により相続人となった者

② 代襲原因 (民法887②)

- (1) 相続人となるべき者が、相続開始以前に **死亡** している場合
- (2) 相続人となるべき者が、相続人の **欠格** 事由に該当している場合
- (3) 相続人となるべき者が、推定相続人から **廃除** されている場合

(注)「相続の放棄」は、代襲原因とならない点に注意すること。

③ 取扱い (民法887②、③、889②)

- (1) 第1順位の血族相続人の代襲は、**何度でも繰り返す**。
- (2) 第2順位の血族相続人には、**代襲の制度は存在しない**。
- (3) 第3順位の血族相続人の代襲は、**1度しか認められない**。(兄弟姉妹の子まで)

④ 代襲相続分 (民法901)

(1) 計算の概要

代襲相続人の数	代 襲 相 続 分
1 人 の 場 合	被代襲者が受けるべきであった相続分と同じ
2 人 以 上 の 場 合	被代襲者が受けるべきであった相続分を、その被代襲者の代襲相続人が均等に分割する

(2) 計算順序

- ① 被代襲者が相続人であるものとした場合の相続分を算出する
- ② 被代襲者の相続分を法定相続分に従って代襲する

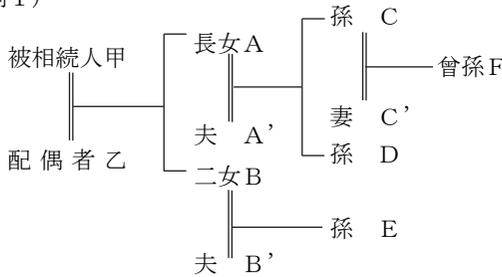
 **Check**

1 代襲相続分

代襲相続分（全体）は被代襲者が相続するはずであった相続分に一致する。したがって、代襲相続分の算出上重要なことは、被代襲者が相続権を喪失しないで相続人であると仮定した場合のその者に係る相続分をまず算出することである。

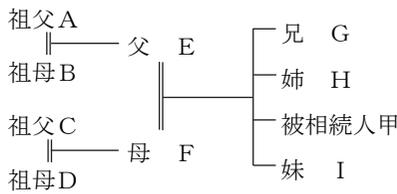
 **設 例（相続人、相続分）**

(例1)



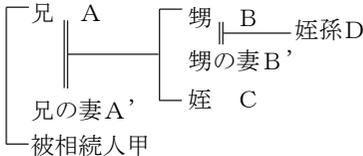
(注) 長女A及び孫Cは、被相続人甲の相続開始以前に死亡している。

(例2)



(注) 祖父A及び父Eは、被相続人甲の相続開始以前に死亡しており、母Fは、被相続人甲の相続に関し、適法に相続の放棄をしている。

(例3)



(注) 兄A及び甥Bは、被相続人甲の相続開始以前に死亡している。

 **解 説**

(1) 例1について（第1順位の血族相続人の代襲は何度でも繰り返す）

$$\begin{aligned} \text{配偶者乙} & \quad \frac{1}{2} \\ \text{二女 B} & \quad \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4} \\ \text{孫 D} & \quad \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{8} \\ \text{曾孫 F} & \quad \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{8} \end{aligned}$$

(2) 例2について（第2順位の血族相続人には代襲の制度は存在しない）

$$\begin{aligned} \text{祖母 B} & \quad \frac{1}{3} \\ \text{祖父 C} & \quad \frac{1}{3} \\ \text{祖母 D} & \quad \frac{1}{3} \end{aligned}$$

(3) 例3について（第3順位の血族相続人の代襲は1度しか認められない）

$$\text{姪 C} \quad 1$$

2-7 同時死亡



ポイント整理

① 取扱い（民法32の2）

死亡が確実である数人の者の間で、死亡の時期が先か後か不明であるときは、これらの者は同時に死亡したものと推定する。

② 効果

同時死亡は、死亡の前後を区別しないということであり、次の効果がある。

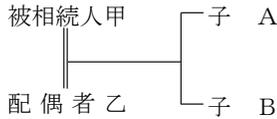
- (1) 同時死亡の推定を受けた者の間では、相互に相続は開始しない。
 - (2) 同時死亡は、相続開始以前の死亡に含まれるため、代襲原因となる。
-


Check
1 同時死亡

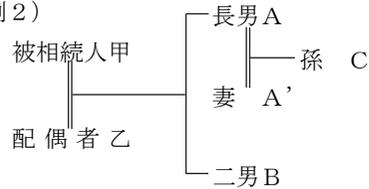
親子、兄弟等が航空機、船舶、自動車の事故や、火事などの災害で同じ頃に死亡したが、どちらが先に死亡したかが不明の場合には、その死亡の先か後かによって、相続関係に大きな影響を与えることになる。そこで、死亡が確実である数人の者の中で、その死亡の先か後かが不明であるときは、これらの者は同時に死亡したものと推定する。


設 例（相続人、相続分）

(例1)



(例2)



(注) 被相続人甲及び配偶者乙は、飛行機
事故で同時に死亡したものと推定さ
れている。

(注) 被相続人甲と長男 A は、交通事故
で同時に死亡したものと推定されて
いる。


解 説

(1) 例1について（同時死亡は相互に相続は開始しない）

子 A	$\frac{1}{2}$
子 B	$\frac{1}{2}$

(2) 例2について（同時死亡は代襲原因となる）

配偶者乙	$\frac{1}{2}$
二男 B	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$
孫 C	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$

2-8 養子縁組があった場合



ポイント整理

① 普通養子制度と特別養子制度（民法727、817の2）

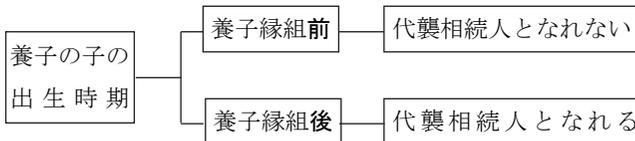
(1) 養子と養親、養子と実親との血族関係

	普通養子制度	特別養子制度
養子と養親側との関係	養子縁組の日から血族関係が発生	
養子と実親側との関係	養子縁組をしても血族関係は継続	養子縁組の日から血族関係が断絶

(2) 養子の相続分

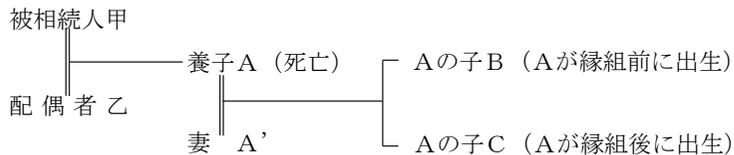
嫡出子の相続分を有する。

② 養子の代襲相続人 上級



【図解】

養子Aは以前死亡しているが、生前に被相続人甲及び配偶者乙と養子縁組をしている。



∴ Aの子Bは、Aが養子縁組する前に出生しているため、代襲相続人とならない。

Aの子Cは、Aが養子縁組した後に出生しているため、代襲相続人となる。

③ 身分関係が重複する場合の取扱い（基通15-4）

(1) 相続分は、二重に有するものとして取扱う。

(2) 相続人の数は、1人として取扱う。

 **Check**

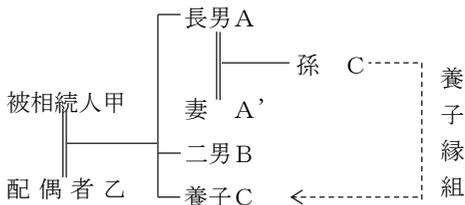
1 普通養子制度と特別養子制度の相違点

	普通養子制度	特別養子制度
成 立	当事者の合意に基づく届出	家庭裁判所の審判
成 立 基 準	な し	子供の利益のために特に必要であると認められること
養子となる資格	養親より年長でないこと 養親の尊属でないこと	原則として15歳まで
実親側との関係	継続する 親権のみが養親に移る	断絶する(近親婚制限は受ける)

2 身分関係が重複する場合

普通養子制度に基づく養子縁組を行った場合には、その養子については、養親側との新たな血族関係が発生すると同時に実親側との血族関係も継続するため、身分関係が重複することがあるが、特別養子制度に基づく養子縁組では養親側との血族関係が発生すると同時に実親側との血族関係は消滅するため、身分関係が重複することはない。

 **設 例 (相続人、相続分)**



- (1) 長男 A は、被相続人甲の相続開始以前に死亡している。
- (2) 孫 C は、被相続人甲の生前、被相続人甲及び配偶者乙と普通養子制度に基づく養子縁組を行っている。

 **解 説**

養子 C は、被相続人甲と配偶者乙との間で普通養子制度に基づく養子縁組をしているため、新たに甲との親子関係が発生するとともに、実親との親子関係も継続する。したがって、甲の子としての身分と長男 A の代襲相続人としての身分の 2 つを有することとなる。

この場合には、相続分は C が 2 人いるものとして計算するが、相続人の数は C を 1 人として取り扱う。

$$\begin{aligned}
 \text{配偶者乙} & \quad \frac{1}{2} \\
 \text{二 男 B} & \quad \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{6} \\
 \text{養 子 C} & \quad \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} + \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{3}
 \end{aligned}$$

なお、孫 C は、いわゆる孫養子に該当するため、C が相続人である場合には相続税額の加算の適用はないが、C が相続の放棄をした場合には代襲相続人とならないため相続税額の加算の適用があることに注意すること。

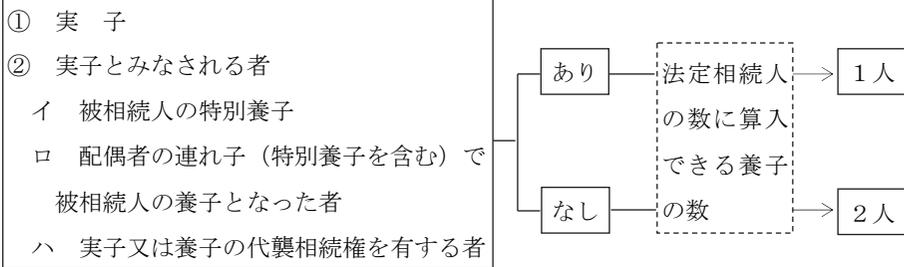
2-9 法定相続人の数に算入する養子の数



ポイント整理

① 法定相続人の数に算入する被相続人の養子の数 (法15②、③)

(1) 法定相続人の数に算入する被相続人の養子の数



※ 法定相続人の数に算入する被相続人の養子の数の規定は、被相続人の養子について適用があるのであり、被相続人の養子以外の養子（被相続人の兄弟姉妹の中にいる養子など）には適用がない（基通15-5）。

(2) 関連規定

- ① 遺産に係る基礎控除額の計算（法15①）
- ② 相続税の総額の計算（法16）
- ③ 生命保険金等及び退職手当金等の非課税限度額の計算（法12①五、六）

② 相続税の総額の計算

(1) 相続税の総額の計算（基通16-1）

相続税の総額を計算する場合においては、法定相続人の数に算入する被相続人の養子の数の算入制限の規定を適用した後の法定相続人を用いることになるが、算入すべき相続人については、特定をせずに、すべての者を記入した上で計算することとなる。

(2) 身分関係が重複する者の取扱い（基通15-4）

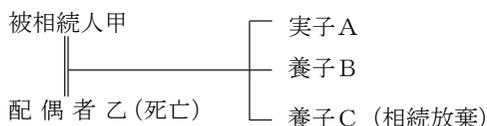
法定相続人のうちに代襲相続人であり、かつ、被相続人の養子になっている者がある場合には、その者については、次の点に注意して相続税の総額を計算することとなる。

- ① 法定相続人の数…実子1人として計算し、算入制限は適用されない。
- ② 相続分…代襲相続人としての相続分と養子としての相続分の双方を有する。
 なお、この場合の相続分は、実子として有するものであるため、算入制限とは無関係である。


Check
1 法定相続人の数に算入する被相続人の養子の数

法定相続数の数に算入されないこととされた養子については、遺産に係る基礎控除額及び相続税の総額の計算のほか、生命保険金等及び退職手当金等の非課税限度額の計算においてもその者は法定相続数の数に含まれないことになる。

ただし、法定相続人であることに違いはなく、また、相続の放棄をしなければ相続人(法3①)であることにも違いはないので、法定相続人であること又は相続人であることが要件となっている規定の適用はある。また、この養子の数の算入制限の規定は、民法第900条から第903条までの規定による相続分に応ずる遺産の分割(遺産が未分割である場合を含む。)には一切影響を及ぼさない。


設 例 (法定相続人の数)


解 説
(1) 法定相続人の数(2人)に関する規定

- ① 生命保険金等の非課税限度額の計算(5,000千円×2人=10,000千円)
- ② 退職手当金等の非課税限度額の計算(5,000千円×2人=10,000千円)
- ③ 遺産に係る基礎控除額の計算(30,000千円+6,000千円×2人=42,000千円)
- ④ 相続税の総額の計算(答案用紙の記入方法に注意)

《記入方法の具体例》

法定相続人	法定相続分
実子A	} $\frac{1}{2}$
養子B	
養子C	
合計	2人 $\frac{1}{2}$

(2) 法定相続人(実子A・養子B・養子C)について適用がある規定

- ① 未成年者控除
- ② 障害者控除

(3) 相続人(実子A・養子B)について適用がある規定

- ① 生命保険金等の非課税
- ② 退職手当金等の非課税
- ③ 取得者未確定のみなし財産たる退職手当金等
- ④ 遺産の分割(未分割の場合の仮計算を含む)
- ⑤ 立木の評価減
- ⑥ 債務控除(負担者未確定の場合の仮計算を含む)
- ⑦ 相次相続控除

2-10 指定相続分



ポイント整理

① 概要 (民法902)

民法では自己の財産は自己が自由に処分することができるという「私有財産制の原則」の見地から法定相続分及び代襲相続分の規定にかかわらず、被相続人が遺言により相続分を指定することができる規定している。

被相続人が遺言により相続分を指定した場合	⇒	遺留分に関する規定に反しない限り法定相続分及び代襲相続分より優先して取り扱う
----------------------	---	--

② 相続分の指定があった場合 (民法902)

	ケース	相続分
(1)	相続分の指定があった者	指定された相続分
(2)	(1)以外の共同相続人	$\left(1 - \frac{\text{指定された相続分の合計}}{\text{法定相続分} + \text{代襲相続分}}\right) \times \left\{ \begin{array}{l} \text{法定相続分} \\ \text{代襲相続分} \end{array} \right\}$

※ 相続分の指定があった者を除外して、法定相続分及び代襲相続分を求める。

③ 指定相続分の効果 (法16、19の2①)

相続分の指定があった場合には、相続税の課税価格の計算については、その指定を考慮するが、相続税額の計算については、その指定を考慮しない。

相続税の課税体系		取扱い
第1段階	相続税の課税価格の計算 ※1	指定相続分を考慮する
第2段階	相続税の総額の計算 ※2	指定相続分を考慮しない
第3段階	納付すべき相続税額の計算 ※3	

《具体例》

- ※1 財産及び債務の分割又は未分割
- ※2 相続税の総額を計算する場合の法定相続人の相続分
- ※3 配偶者に対する相続税額の軽減額を計算する場合の課税価格の合計額に乗ずる配偶者の相続分


Check
1 指定相続分

指定相続分とは、被相続人が遺言により相続人の相続分を指定することをいう。相続分の指定をする場合において、被相続人は相続人全員の相続分を指定することもでき、また、一部の相続人についてのみ相続分を指定することもできる。

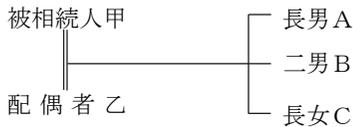
2 遺留分

民法においては、相続財産は被相続人の私有財産であるという観点から、被相続人がその財産を自由に処分することができるように様々な制度を設けているが、被相続人から取得する財産を生活の基盤とすることを期待していたであろう相続人の権利を保護するために、被相続人が自由に処分できる自由分に対して、被相続人が相続人に対して遺さなければならない割合という意味で遺留分が定められている。

3 指定相続分と包括遺贈

遺言に基づく割合の遺産承継

{	相続人に対するもの ⇒ 指定相続分
	相続人以外に対するもの ⇒ 包括遺贈


設 例（相続人、相続分）


(注) 被相続人甲は、遺言により長男 A の相続分を $\frac{1}{3}$ とする旨の指定をしている。


解 説

$$\text{配偶者乙} \quad \left(1 - \frac{1}{3}\right) \times \frac{1}{2} = \frac{1}{3}$$

$$\text{長男 A} \quad \frac{1}{3}$$

$$\text{二男 B} \quad \left(1 - \frac{1}{3}\right) \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{6}$$

$$\text{長女 C} \quad \left(1 - \frac{1}{3}\right) \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{6}$$


留意点 相続税額計算上の民法の相続分

項 目	相 続 分	(民法900)	(民法901)	(民法902)	(民法903)
		法定相続分	代襲相続分	指定相続分	特別受益者の相続分
遺産の分割又は未分割		○	○	○	○
債務控除		○	○	○	×
相続税の総額		○	○	×	×
配偶者に対する相続税額の軽減		○	×	×	×

<メ モ>

テーマ48

上場株式の評価

項目及び内容	重要度
48-1 上場株式の基本	
① 原則	☆☆☆
② 課税時期に最終価格がない場合	☆☆
③ 2以上の金融商品取引所に上場されている場合	☆☆
④ 負担付贈与又は低額譲受により取得した上場株式	☆
48-2 株式の割当て等があった場合	
① 評価に影響を与える要因	—
② 評価方法のポイント	—
③ 課税時期の最終価格	☆☆
④ 最終価格の月平均額	☆☆

48-1 上場株式の基本



ポイント整理

① 原則 (評通169)

課税時期の最終価格	} 最低額
その月の最終価格の月平均額	
その月の前月の最終価格の月平均額	
その月の前々月の最終価格の月平均額	

② 課税時期に最終価格がない場合 (評通171)

課税時期の前日以前又は翌日以後の最終価格のうち課税時期に最も近い日の最終価格
(同一日数の場合にはその平均額…円未満切捨)

③ 2以上の金融商品取引所に上場されている場合 (評通169)

2以上の金融商品取引所に上場されている場合には、納税義務者が選択した金融商品取引所の最終価格等を用いる。

④ 負担付贈与又は低額譲受により取得した上場株式 (評通169)

$$\boxed{\text{財産の時価}} - \left\{ \begin{array}{l} \text{対価} \\ \text{負担額} \end{array} \right\} = \text{贈与税の課税価格算入額}$$



課税時期の最終価格

(3ヶ月間の最終価格の月平均額は、一切考慮しない。)


Check
1 最終価格及び最終価格の月平均額**(1) 最終価格**

最終価格とは、いわゆる終値（金融商品取引所における午後3時の価格）をいう。

(2) 最終価格の月平均額

最終価格の月平均額とは、その月に公表された毎日の最終価格の合計額をその公表日数で除して求めた額をいう。

2 課税時期に最終価格がない場合

上場株式	課税時期の <u>前日以前</u> 又は <u>翌日以後</u> の市場価格のうち課税時期に最も近い日の市場価格（その市場価格が2ある場合には、その平均額…円未満切捨）
公社債	課税時期の <u>前日以前</u> の市場価格のうち課税時期に最も近い日の市場価格

3 2以上の金融商品取引所に上場されている場合

上場株式	最も低い金額の金融商品取引所
公社債	原則…東京証券取引所 特則…納税義務者の納税地の最寄りの金融商品取引所

※ 納税義務者の納税地

- ┌ 相続税の納税義務者の納税地 ⇨ 被相続人の住所地
- └ 贈与税の納税義務者の納税地 ⇨ 受贈者の住所地

設 例（相続税評価額）

東京都に住所を有する被相続人甲（令和6年4月2日死亡）の相続人Aは次の株式10,000株を相続により取得した。なお、この株式は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場されている株式（発行会社の本店の所在地は愛知県）で、その株価等の状況は、次のとおりである。

イ 課税時期前後の最終価格

	東 京	名 古 屋
令和6年3月30日	892円	890円
令和6年3月31日から4月2日	取引なし	取引なし
令和6年4月3日及び4月4日	休 日	休 日
令和6年4月5日	921円	918円

ロ 毎日の最終価格の月平均額

	東 京	名 古 屋
令和6年4月の毎日の最終価格の月平均額	1,120円	1,110円
令和6年3月の毎日の最終価格の月平均額	1,010円	1,030円
令和6年2月の毎日の最終価格の月平均額	910円	900円
令和6年1月の毎日の最終価格の月平均額	850円	860円

解 説

(1) 東 京

$$\textcircled{1} \frac{892円 + 921円}{2} = 906円 \text{ (円未満切捨)} \quad \textcircled{2} 1,120円 \quad \textcircled{3} 1,010円 \quad \textcircled{4} 910円$$

∴ 906円

(2) 名古屋

$$\textcircled{1} \frac{890円 + 918円}{2} = 904円 \quad \textcircled{2} 1,110円 \quad \textcircled{3} 1,030円 \quad \textcircled{4} 900円$$

∴ 900円

(3) (1)と(2)のうち最低 ∴ 900円×10,000株=9,000,000円

<メ モ>

48-2 株式の割当て等があった場合

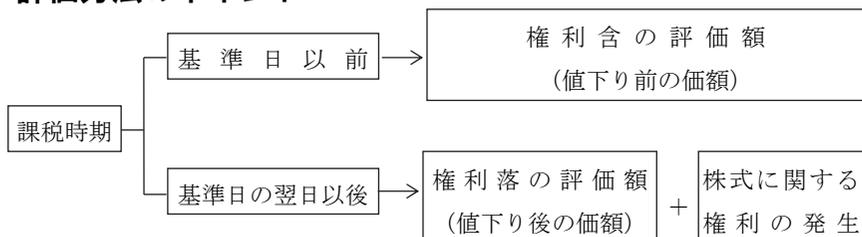


ポイント整理

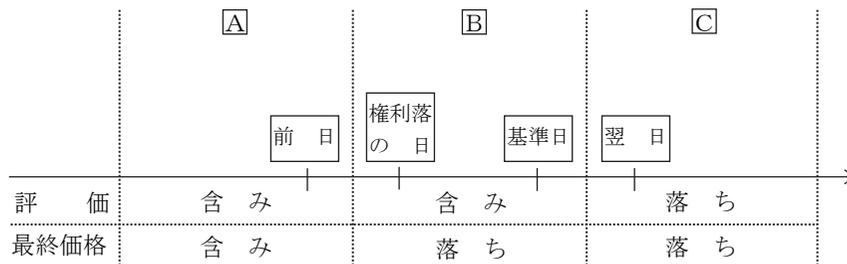
① 評価に影響を与える要因

- | |
|---|
| (1) 基準日に株主名簿に登録されている者に株式を割当てた（無償交付した）場合
(2) 基準日に株主名簿に登録されている者に配当金を交付した場合 |
|---|

② 評価方法のポイント



③ 課税時期の最終価格（評通170、171）



課税時期	最終価格
Aの期間にある場合	最終価格（含みの株価）のうち課税時期に最も近い日の最終価格を用いる
Bの期間にある場合	最終価格（含みの株価）のうち課税時期に最も近い日の最終価格を用いる
Cの期間にある場合	最終価格（落ちの株価）のうち課税時期に最も近い日の最終価格を用いる

 **Check****1 評価に影響を与える要因**

株式の割当等があった場合に評価が特殊になるのは、現在行われている株式の取引の形態が3日目取引と呼ばれるものが主になっているからであり、この3日目取引とは、売買の契約をした日から3日目に株券と代金のやり取りをして決済する取引である。したがって、株式をある日に購入した場合においても、実際に株式を取得して、株主名簿に株主として記載することを請求することができるのは3日後になってしまうのである。これが、株式の評価に影響を与えるのである。

2 用語の意義

権利落の日の前日… この日の時点で株式を保有している者が株式の割当等の基準日の株主名簿に登録される。

権利落の日…………… 権利落等の日以降に取得した株式については、基準日の株主名簿に記載されないため、株価は値下りする。

基準日…………… この日の株主名簿に記載されている株主に対して株式又は配当を交付する。

④ 最終価格の月平均額 (評通172)

(1) 株式の割当て又は無償交付の場合

① 課税時期が基準日以前にある場合 (権利含で評価する場合)

権利落の日の属する月の月平均額	<p>《1日でも含みの日がある場合》</p> <p>その月の初日からその権利落の日の前日までの毎日の最終価格 (含みの株価) の平均額を用いる</p> <p>《1日でも含みの日がない場合》</p> <p>次の算式により計算した金額を用いる</p> $\text{課税時期の属する月の最終価格 (落ちの株価) の月平均額} \times \left[1 + \frac{\text{割当割合}}{\text{払込金額}} \right] - \frac{\text{割当金額}}{\text{払込金額}} \times \text{割当割合}$
権利落の日の属する月の前月又は前々月の月平均額	それぞれその月の毎日の最終価格 (含みの株価) の月平均額をそのまま用いる

② 課税時期が基準日の翌日以後にある場合 (権利落で評価する場合)

権利落の日の属する月の月平均額	<p>《1日でも落ちの日がある場合》</p> <p>権利落の日からその月の末日までの毎日の最終価格 (落ちの株価) の平均額を用いる</p>
権利落の日の属する月の前月又は前々月の月平均額	<p>《1日でも落ちの日がない場合》</p> <p>次の算式により計算した金額を用いる</p> $\frac{\text{その月の最終価格 (含みの株価) の月平均額} + \text{払込金額} \times \text{割当割合}}{1 + \text{割当割合}}$

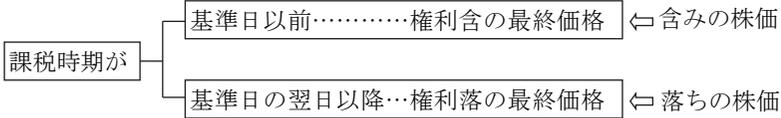
(2) 配当金交付の場合

配当金交付の場合には、常にその月の初日から末日までの毎日の最終価格の月平均額を用いる

 **Check**

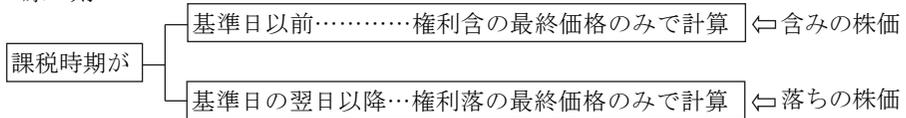
1 株式の割当等があった場合に用いることができる最終価格等

(1) 課税時期の最終価格



(2) 最終価格の月平均額

① 原則



② 上記①の場合において、その最終価格が1日もない場合
次の算式により修正する。

$$\text{権利落の月平均額} \times \left(1 + \text{割当割合} \right) = \frac{\text{権利含みの月平均額}}{\text{払込金額}} \times \text{割当割合}$$

なお、配当金交付の場合には、上記①及び②の取扱いはなく、常にその月の初日から末日までの毎日の最終価格の月平均額を用いる。

2 株式の発行と配当金の交付による評価の差異

	株式の発行	配当金交付
課税時期の最終価格	権利落、権利含を考慮する	
3ヶ月間の月平均額	権利落、権利含を考慮する	権利落、権利含を考慮しない

<メ モ>

テーマ52

株式に関する権利の評価

項目及び内容	重要度
52-1 株式に関する権利	
① 株式の割当てを受ける権利	☆☆
② 株主となる権利	—
③ 株式無償交付期待権	☆
④ 配当期待権	☆☆

52-1 株式に関する権利



ポイント整理

① 株式の割当てを受ける権利

(1) 意義

基準日の翌日以後割当日までの権利

(2) 評価方法（評通190）

1株当たりの権利落の価額 - 割当てを受けた株式1株につき払い込むべき金額

※ 株式の割当てを受ける権利の総額

1株当たりの株主
の割当てを受ける
権利の価額

× 取得した
株式の数

× 株式1株に対する
割当割合

② 株主となる権利

(1) 意義

割当日の翌日以後払込期日までの権利

(2) 評価方法（評通191）

1株当たりの権利落の価額（払込金額は、原則として割当日以前に申込証拠金として徴収済であるため考慮しない。）

※ 株主となる権利の総額

1株当たりの株主
となる権利の価額

× 取得した
株式の数

× 株式1株に対する
割当割合

③ 株式無償交付期待権

(1) 意義

基準日の翌日以後効力発生日までの権利

(2) 評価方法（評通192）

1株当たりの権利落の価額（払込金額は、無償であるため考慮しない。）

※ 株式無償交付期待権の総額

1株当たりの株式無償
交付期待権の価額

× 取得した
株式の数

× 株式1株に対する
交付割合

④ 配当期待権

(1) 意義

基準日の翌日以後効力発生日（株主総会決議日）までの権利

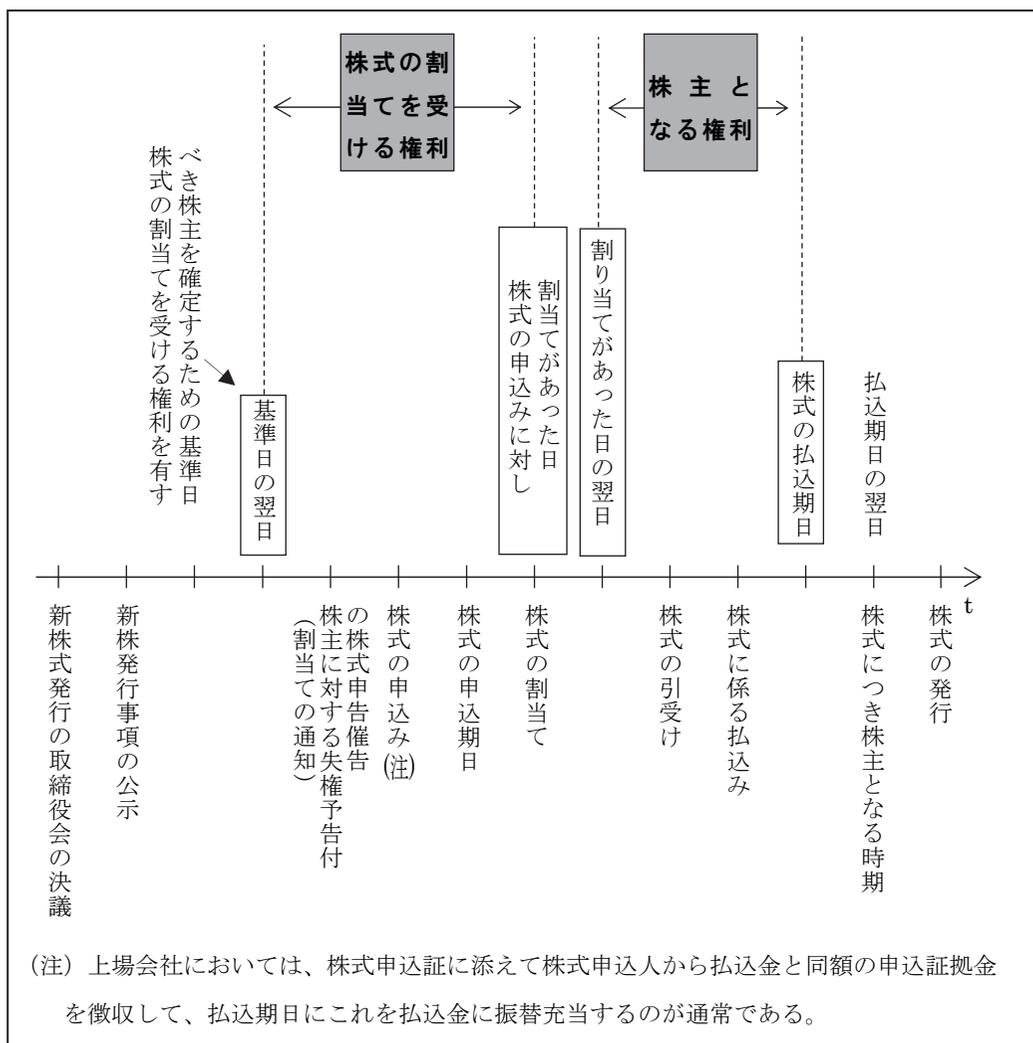
(2) 評価方法（評通193）

1株当たりの予想配当金額 × 取得株数 × (1 - 源泉徴収税率20.315%)

※ 源泉徴収税額の端数処理

1株当たりの予想配当金額 × 取得株数 × 源泉徴収税率（円未満切捨）

② 参 考 《新株式発行の流れ》



設 例（相続税評価額）平成29年本試験

P社の株式 10,000株

この株式は、東京証券取引所の第一部及び名古屋証券取引所に上場されている株式で、その株価等の状況は次のとおりである。

なお、被相続人甲の住所地の最寄りの金融商品取引所は東京証券取引所である。また、P社の事業年度は1年で、決算期は8月である。

(1) 課税時期(令和6年5月30日)前後の最終価格

- ① 東京証券取引所 5月29日：2,008円、5月30日：2,001円、5月31日：2,004円
- ② 名古屋証券取引所 5月29日：2,003円、5月30日：1,996円、5月31日：1,997円

(2) 毎日の最終価格の月平均額

- ① 東京証券取引所

令和6年5月：	2,006円
令和6年4月1日から同年4月28日までの毎日の最終価格の月平均額：	2,130円
令和6年4月29日から同年4月30日までの毎日の最終価格の月平均額：	2,001円
令和6年3月：	2,140円
- ② 名古屋証券取引所

令和6年5月：	1,999円
令和6年4月1日から同年4月28日までの毎日の最終価格の月平均額：	2,129円
令和6年4月29日から同年4月30日までの毎日の最終価格の月平均額：	1,993円
令和6年3月：	2,118円

(3) 増資の状況

- ① 権利落の日： 令和6年4月29日
- ② 株式の割当の基準日： 令和6年4月30日
- ③ 株式の割当の日： 令和6年6月30日
- ④ 株式の割当数： 株式1株に対し0.1株を割当て
- ⑤ 株式の1株につき払い込むべき金額： 100円

 **解説**

(1) 株式

① 東京

$$\text{イ } 2,001 \quad \text{ロ } 2,006 \quad \text{ハ } 2,001 \quad = \frac{2,140 + 100 \times 0.1}{1 + 0.1} = 1,954 \quad (\text{円未満切捨})$$

∴ 1,954

② 名古屋

$$\text{イ } 1,996 \quad \text{ロ } 1,999 \quad \text{ハ } 1,993 \quad = \frac{2,118 + 100 \times 0.1}{1 + 0.1} = 1,934 \quad (\text{円未満切捨})$$

∴ 1,934

③ ①>② ∴ 1,934×10,000株=19,340,000

(2) 株式の割当てを受ける権利

$$(1,934 - 100) \times 10,000 \text{株} \times 0.1 = 1,834,000$$

 **研究** **ストックオプションの評価** (評通193-2)

その目的たる株式が上場株式又は気配相場等のある株式であり、かつ、課税時期が権利行使可能期間内にあるストックオプションの価額は、次の算式により評価した価額による。

《算式》

$$(\text{課税時期における株式の価額} - \text{権利行使価額}) \times \text{ストックオプション1個の行使によって取得することができる株式数}$$

<メ モ>

付 録

●理 論

第1回講義 使用ページ

テーマ0、1-1、3-1、4-1

テーマ0

応用理論・事例理論の対策

1 応用理論の読み方・書き方

個別理論は、単独の規定について問われるのに対して、応用理論は、問題文のテーマについて関連する複数の規定を解答として記述する必要がある。ここでは、応用理論に対する基本的な考え方を身に付けてもらいたい。

応用理論問題の読み方

(1) 主題となるテーマを問題文から見抜く

応用理論は、第一に問題文から主題となるテーマを見抜くことが重要となる。テーマは色々な設定が考えられるが、過去の本試験の傾向から、主に次のようなテーマを整理しておくとい

① みなし財産関係	⑤ 公益関係
イ 生命保険契約関係	⑥ 課税価格関係
ロ 定期金給付契約関係	イ 課税価格の原則と特例
ハ 退職手当金関係	ロ 不動産関係
ニ 信託関係	⑦ 申告関係
② 対象者関係	イ 期限内申告
イ 配偶者関係	ロ 期限後申告、修正申告、更正の請求
ロ 扶養義務者関係	ハ 一定の事由が発生した場合の申告
ハ 親族関係	ニ 申告要件のある規定
ニ 障害者関係	⑧ 納付関係
ホ 相続人関係	イ 納付の方法
へ 法定相続人関係	ロ 延納
ト 納税義務者関係	ハ 連帯納付の義務
③ 災害関係	ニ 物納
④ 相続税と贈与税の関係	ホ 納税猶予
イ 相続時精算課税	⑨ 事業承継関係
ロ 相続税と暦年課税贈与税との関係	
ハ 二重課税排除	

(2) 解答範囲を限定するキーワードの確認

応用理論は、関連する解答項目を全て挙げると解答量が膨大となることが考えられるため、問題文に解答範囲を限定する様々なキーワードが入っている場合がある。基本的に、次に掲げるキーワードは常に意識をしておくが良い。

① 法律の種類及び税目からの限定

相続税法は一税法二税目であること、また、相続税法の他に、租税特別措置法との関連性も強いことから、解答範囲の限定の方法として、税目による限定又は法律による限定が行われることがよくあるため、下記の《具体例》により、その範囲を確認してもらいたい。

例えば、「相続税法上」といった場合には、基本的には、租税特別措置法について触れる必要はないことになるが、相続税法に定められていることについては、相続税及び贈与税に関する規定の両方を対象とするという意味である。

なお、申告手続関係の理論については、国税通則法も念頭において解答範囲を考えること。

《具体例》

	相続税	贈与税
相 法	A	B
措 法	C	D

- イ 相続税又は贈与税の制度上、～ ⇨ A + B + C + D
- ロ 相続税法上、～ ⇨ A + B
- ハ 相続税の制度上、～ ⇨ A + C
- ニ 贈与税の制度上、～ ⇨ B + D
- ホ 税法上、～ ⇨ A + B + C + D
- ヘ 相続税法上、相続税の～ ⇨ A

② 計算に関する規定（実体規定）と手続に関する規定（手続規定）による限定

解答範囲の限定方法は、その規定が「課税価格計算上の取扱い」なのか、「税額計算上の取扱い」なのか、そのような限定がないのかという形式もある。

《具体例》

実 体 規 定	課税価格計算	X
	税額計算	Y
手 続 規 定	手続	Z

- イ ～の制度上、～ ⇨ X + Y + Z
- ロ 課税価格の計算上、～ ⇨ X
- ハ 税額の計算上、～ ⇨ X + Y
- ニ 手続上、～ ⇨ Z

また、「～の課税上の取扱い」などと問われた場合には、「手続規定」を含めるか否かという問題が生ずるが、基本的には広義に解釈して手続規定も記述することが望ましい。ただし、時間との兼ね合いを考慮する必要がある。

(3) 課税関係について問われた場合

「～課税関係について…」と問われた場合には、課税規定だけでなく、非課税規定についても触れなければならない。

応用理論問題の書き方

(1) 解答範囲とボリュームの確定

応用理論の解答は、関連する規定を洩れなく挙げるのが大切である。思い浮かんだ規定から順に、規定の細部まで書き過ぎてしまうと、時間や答案用紙の面から関連規定を網羅できなくなったり、主となる解答項目が洩れてしまう可能性がある。したがって、応用理論の主題となるテーマに沿った解答項目を把握することや、問題文で問われている解答項目を法体系等を基本に導き出すことが重要となってくる。応用理論では、問題のテーマに対しメインとなる規定を中心に、関連規定を網羅することが重要である。答案用紙を埋めた量がそのまま得点に結びつくとは限らないということを念頭においてほしい。

(2) 問題に対し、解答量が多くなりすぎると思われる場合

解答の記述に当たり、解答の量が多くなり過ぎると思うときは、そのテーマに対し主となる理論から記述し、それ以外の部分（補足的な内容）については、時間が余ったときに付け足すというやり方をするのが、効率の良い理論の解答方法ということになる。補足的な内容を優先して書いてしまったということがないように、そのテーマにおける各理論の位置づけを理解しておくとうい。

(3) 差異について問われた場合

取扱いや規定の適用の有無の差異について問われた場合には、「～〇〇には適用があるが、△△には適用がない」というように明記した上で解答することが良いだろう。

(4) 解答の見直し

理論は、解答を終えたら、自分の書いた理論が意味の通る内容であるか、税法用語や適用対象者、結論などに誤りがないかどうか、速読の要領で必ず見直すこと。理論では、結論などを書き間違えた場合には、大失点につながる可能性がある。特に、本試験では、覚えた多くの理論の中からいくつかを解答するため、複数の理論が1つの文章の中に混在してしまうことがある。自己の解答を過信せず、1、2分でも目を通すようにしてほしい。

2 事例理論の読み方・書き方

事例理論問題の読み方

近年の本試験では、理論問題として「事例形式」の出題がなされている。「事例形式」の出題の場合には、具体的な状況が与えられるため、問題文のボリュームが多くなり、解答項目の把握及び解答範囲の確定が困難であることから、的外れな解答をしてしまう傾向にある。

したがって、題意を的確に捉えるためには、問題の具体的な状況を親族図やタイムテーブル等に図式化することによって考えていくことがより効果的な対策となる。

なお、主題となるテーマやキーワードの確認等については応用理論問題の読み方と同様に考えれば良い。

事例理論問題の書き方

(1) 解答の記述方法

事例理論の解答においては、規定をそのまま記述する解答でも特に問題がないと思われるが、より見栄えの良い解答とするためには、適宜、規定を加工しても良いであろう。

例えば、「相続税」について問われている場合は、該当する規定中の贈与に関連する事項である「贈与」、「贈与税」といった取得原因、税目については省略しても問題ない。

また、事例の状況に応じて、関連する条文に触れつつ、取扱いが問われている場合には、「○は～のため、□の規定が適用される（されない）」というように、規定（条文）を示したうえで簡潔な文章で取扱いを述べる必要がある。

(2) 答案用紙の注意点

事例形式の出題においては、答案用紙に解答すべき項目が印字されている場合がある。このような場合には、その該当する項目に沿った解答を記述することを意識する必要がある。

また、出題によっては解答欄がその規定をそのまま記述してしまうと足りなくなるケースもあった。このような場合には重要語句を意識し、規定を省略するといった臨機応変な対応ができるようにしておくこと。

(3) 金額の解答

問題文の中に具体的な金額が与えられ、簡単な計算を行い、その金額を示す必要がある問題も出題される場合がある。この場合には、必ずその金額についての記述を忘れないように、また、単位についても注意すること。

1-1 相続税又は贈与税の納税義務者及び課税財産の範囲

1 相続税の納税義務者

次の者は、相続税を納める義務がある。^{※1}

(1) 居住無制限納税義務者

相続又は遺贈により財産を取得した次の者で、その財産を取得した時において法施行地に住所を有するもの

- ① 一時居住者でない個人^{※2}
- ② 一時居住者である個人（被相続人が外国人被相続人又は非居住被相続人である場合を除く。）^{※3} ^{※4}

(2) 非居住無制限納税義務者

相続又は遺贈により財産を取得した次の者で、その財産を取得した時において法施行地に住所を有しないもの

- ① 日本国籍を有する個人で次のもの
 - イ 相続の開始前10年以内のいずれかの時において法施行地に住所を有していたことがあるもの
 - ロ 相続の開始前10年以内のいずれの時においても法施行地に住所を有していないもの（被相続人が外国人被相続人又は非居住被相続人である場合を除く。）^{※3} ^{※4}
- ② 日本国籍を有しない個人（被相続人が外国人被相続人又は非居住被相続人である場合を除く。）^{※3} ^{※4}

(3) 居住制限納税義務者

相続又は遺贈により法施行地にある財産を取得した個人でその財産を取得した時において法施行地に住所を有するもの（(1)の者を除く。）

(4) 非居住制限納税義務者

相続又は遺贈により法施行地にある財産を取得した個人でその財産を取得した時において法施行地に住所を有しないもの（(2)の者を除く。）

(5) 特定納税義務者

贈与により相続時精算課税適用財産を取得した個人（(1)から(4)の者を除く。）^{※5}

解説

人の死亡による財産の移転（相続、遺贈）は、法施行地外においても、常時起こっているため、我が国の相続税を納める義務がある者をどのような者にするかの範囲を確定しなければならない。この規定は、我が国の相続税を納める義務がある者の範囲を、相続開始時の取得者及び被相続人の住所、国籍及び取得した財産の所在から定めている。

※1 用語の意義の記述ではなく、納税義務の成立についての説明であるため、この一文が結論を表している。

※2 一時居住者

相続開始の時ににおいて在留資格を有する者で、その相続の開始前15年以内において法施行地に住所を有していた期間の合計が10年以下であるものをいう。

※3 外国人被相続人

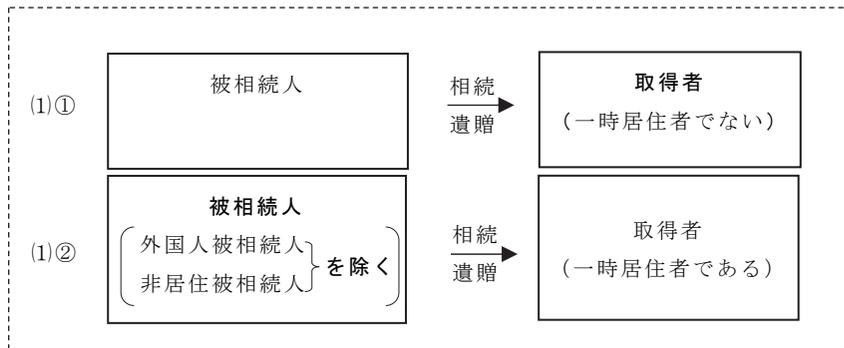
相続開始の時ににおいて、在留資格を有し、かつ、法施行地に住所を有していた被相続人をいう。

※4 非居住被相続人

相続開始の時ににおいて法施行地に住所を有していなかった被相続人で、その相続の開始前10年以内のいずれかの時ににおいて法施行地に住所を有していたことがあるものうちそのいずれの時においても日本国籍を有していなかったもの又はその相続の開始前10年以内のいずれの時においても法施行地に住所を有していなかったものをいう。

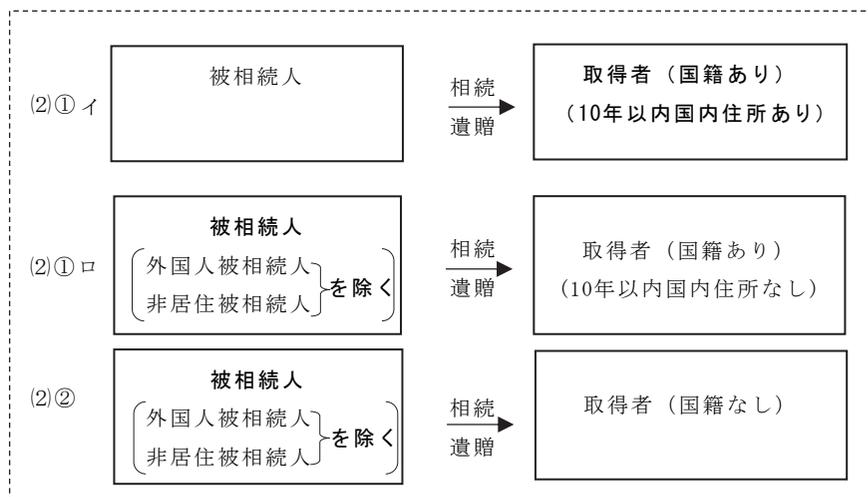
(1) 居住無制限納税義務者に該当する場合

取得者又は被相続人のいずれかが日本と関わりが強いと判断されるため、全財産に対して納税義務を負う。



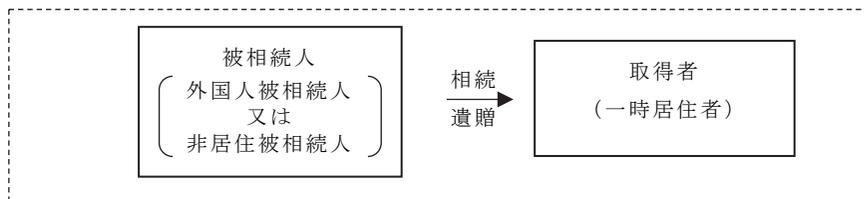
(2) 非居住無制限納税義務者に該当する場合

取得者の住所は相続開始時ににおいて国外にあるものの、取得者又は被相続人のいずれかが日本国籍の有無や相続開始前10年以内に国内に住所ありなど、取得者の住所以外で日本と関わりが強いと判断されるため、全財産に対して納税義務を負う。



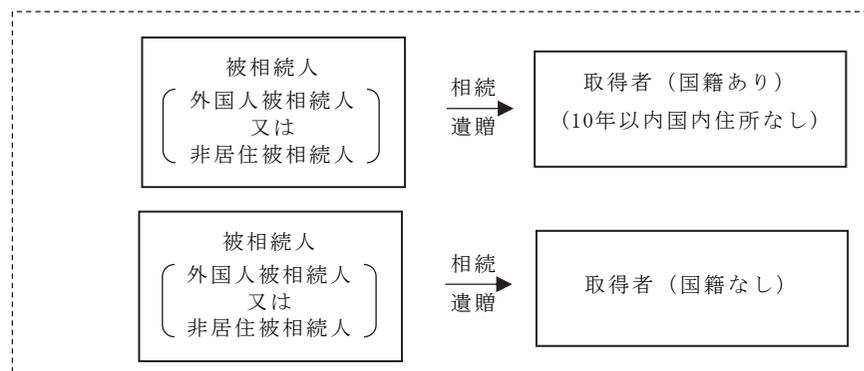
(3) 居住制限納税義務者に該当する場合

取得者は在留資格を有し、国内に短期滞在している外国人であり、相続開始時における住所は国内にあるものの、被相続人も在留資格を有し、国内に滞在している外国人又は外国に居住している外国人等であることから、日本と関わりが弱いと判断されるため、国内財産のみ納税義務を負う。



(4) 非居住制限納税義務者に該当する場合

取得者の住所は相続開始時において国外にあり、取得者及び被相続人のいずれも日本国籍無しや相続開始前10年以内に国内に住所がないなど、日本と関わりが弱いと判断されるため、国内財産のみ納税義務を負う。



※5 特定納税義務者

特定納税義務者として相続税の納税義務を負う場合とは、相続時精算課税適用者のうち特定贈与者である被相続人から相続又は遺贈により財産を取得しなかったものをいう。つまり、居住無制限納税義務者、非居住無制限納税義務者、居住制限納税義務者及び非居住制限納税義務者に該当する者は、特定納税義務者に該当することはない。

【図解】～簡易表～

① 居住無制限納税義務者と居住制限納税義務者

		取得者	
		一時居住者以外	一時居住者
被相続人	外国人被相続人 非居住被相続人 } 以外	無制限 (1)①	無制限 (1)②
	外国人被相続人 又は 非居住被相続人	無制限	制限 (3)

② 非居住無制限納税義務者と非居住制限納税義務者

		取得者		
		日本国籍あり		日本国籍なし
		10年以内あり	10年以内なし	
被相続人	外国人被相続人 非居住被相続人 } 以外	無制限 (2)①イ	無制限 (2)①ロ	無制限 (2)②
	外国人被相続人 又は 非居住被相続人	無制限	制限 (4)	制限

2 相続税の課税財産の範囲

(1) 無制限納税義務者 相続又は遺贈により取得した財産の全部に対し、相続税を課する。
(2) 制限納税義務者 相続又は遺贈により取得した財産で法施行地にあるものに対し、相続税を課する。

 解説

相続税及び贈与税共に無制限納税義務者（居住無制限納税義務者及び非居住無制限納税義務者）の課税財産の範囲は、取得した財産の「全部」であり、制限納税義務者（居住制限納税義務者及び非居住制限納税義務者）の課税財産の範囲は、取得した財産のうち「法施行地にあるもの」である。

また、特定納税義務者の課税財産の範囲は、相続時精算課税適用財産で相続又は遺贈により取得したものとみなされたものであるが、その内容は相続時精算課税制度において規定されている。

3 贈与税の納税義務者

次の者は、贈与税を納める義務がある。

(1) 居住無制限納税義務者

贈与により財産を取得した次の者で、その財産を取得した時において法施行地に住所を有するもの

- ① 一時居住者でない個人
- ② 一時居住者である個人（贈与者が外国人贈与者又は非居住贈与者[※]である場合を除く。）

(2) 非居住無制限納税義務者

贈与により財産を取得した次の者で、その財産を取得した時において法施行地に住所を有しないもの

- ① 日本国籍を有する個人で次のもの
 - イ 贈与前10年以内のいずれかの時において法施行地に住所を有していたことがあるもの
 - ロ 贈与前10年以内のいずれの時においても法施行地に住所を有していたことがないもの（贈与者が外国人贈与者又は非居住贈与者[※]である場合を除く。）
- ② 日本国籍を有しない個人（贈与者が外国人贈与者又は非居住贈与者[※]である場合を除く。）

(3) 居住制限納税義務者

贈与により法施行地にある財産を取得した個人でその財産を取得した時において法施行地に住所を有するもの（(1)の者を除く。）

(4) 非居住制限納税義務者

贈与により法施行地にある財産を取得した個人でその財産を取得した時において法施行地に住所を有しないもの（(2)の者を除く。）

解説

生前における財産の無償移転（贈与）は、法施行地外においても、常時起こっているため、我が国の贈与税を納める義務がある者をどのような者にするかを範囲を確定しなければならない。この規定は、我が国の贈与税を納める義務がある者の範囲を、贈与時の取得者及び贈与者の住所、国籍及び取得した財産の所在から定めている。

なお、納税義務者の判定及び用語の定義は基本的に相続税と同様である。

4 贈与税の課税財産の範囲

- (1) 無制限納税義務者
贈与により取得した財産の全部に対し、贈与税を課する。
- (2) 制限納税義務者
贈与により取得した財産で法施行地にあるものに対し、贈与税を課する。



「2 相続税の課税財産の範囲」の解説を参照すること。

5 国外転出時の特例に伴う相続税の納税義務者の取扱い

- (1) 所得税法に規定する国外転出時課税等の特例に係る納税猶予の適用を受ける個人が死亡した場合には、その個人の死亡に係る1(1)②又は②①口もしくは②の適用については、その個人は、相続開始前10年以内のいずれかの時において法施行地に住所を有していたものとみなす。
- (2) 所得税法に規定する国外転出時課税等の特例に係る納税猶予の適用を受ける者からその適用に係る贈与により財産を取得した受贈者が死亡した場合には、その受贈者の死亡に係る1(1)②又は②①口もしくは②の適用については、その受贈者は、相続開始前10年以内のいずれかの時において法施行地に住所を有していたものとみなす。
ただし、その受贈者がその納税猶予に係る贈与前10年以内のいずれの時においても法施行地に住所を有していたことがない場合には、この限りでない。
- (3) 所得税法に規定する国外転出時課税等の特例に係る納税猶予の適用を受ける相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）が死亡（以下(3)において「二次相続」という。）した場合には、その二次相続に係る1(1)②又は②①口もしくは②の適用については、その相続人は、その二次相続開始前10年以内のいずれかの時において法施行地に住所を有していたものとみなす。
ただし、その相続人がその納税猶予に係る相続開始前10年以内のいずれの時においても法施行地に住所を有していたことがない場合には、この限りでない。

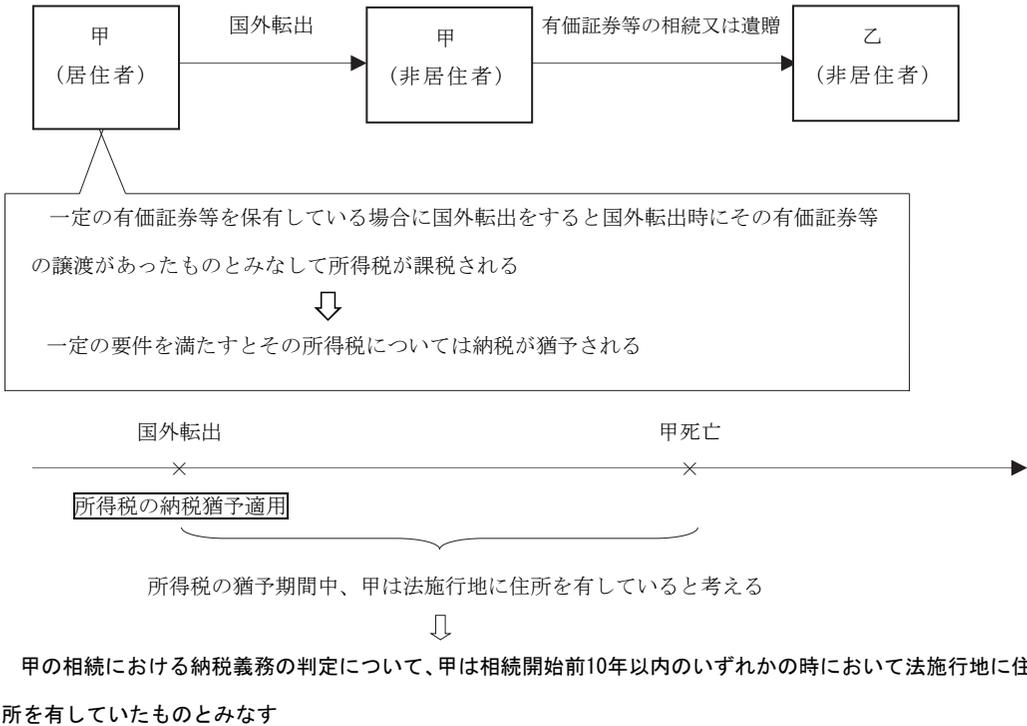


所得税法では、一定の有価証券等を国外に持ち出す等をした場合に、その時点で所得税が課税されることとなるが、一定の要件を満たした場合にはこの所得税の納税が猶予される「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予」（平成27年7月1日施行）が創設された。

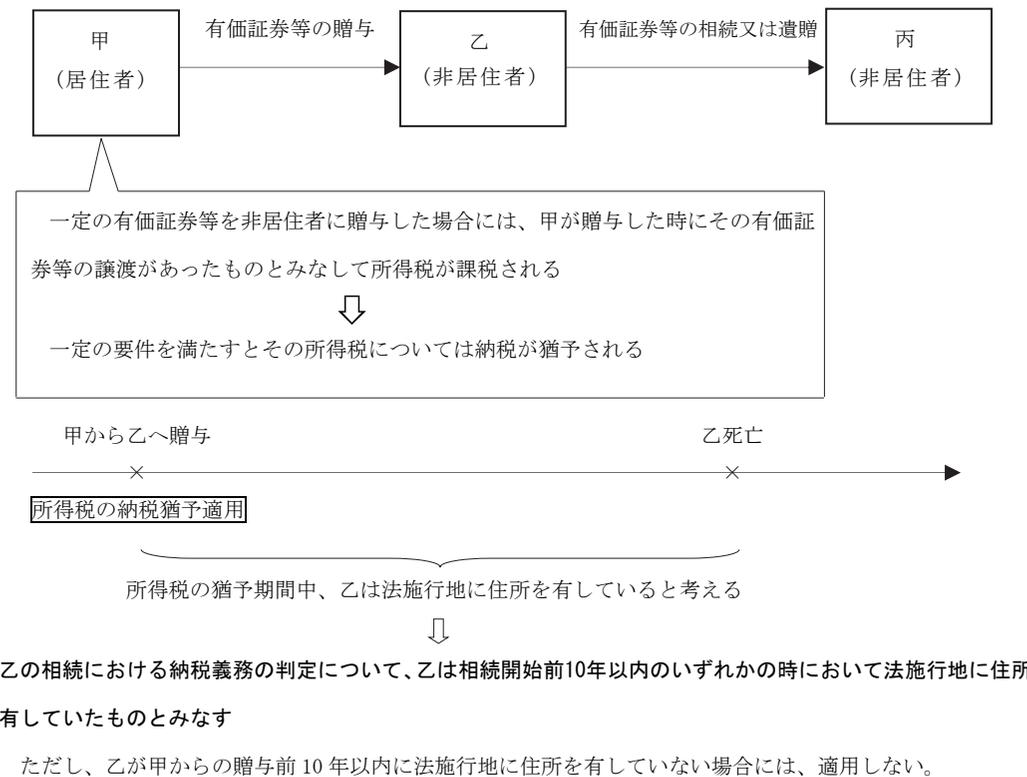
これにより、相続税法においても、この所得税の納税猶予の適用を受けている場合に相続や贈与が発生した場合の相続税又は贈与税の納税義務の取り扱いが創設されている。

テーマ1 納税義務者

【(1)について】



【(2)について】



3-1

相続税の課税価格

相続税の課税価格

(1) 無制限納税義務者

相続又は遺贈により取得した財産の価額^{※1}の合計額^{※2}をもって、相続税の課税価格とする。

(2) 制限納税義務者

相続又は遺贈により取得した財産で法施行地にあるものの価額^{※2}の合計額をもって、相続税の課税価格とする。

(3) 特定納税義務者

① 特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得しなかった相続時精算課税適用者については、相続時精算課税適用財産をその特定贈与者から相続（その相続時精算課税適用者が相続人以外の者である場合には、遺贈^{※3}）により取得したものとみなして相続税の計算規定を適用する。

② ①の規定により特定贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされた相続時精算課税適用財産の相続税の計算規定は、次による。

イ その相続時精算課税適用財産の価額は贈与の時における価額とする。

ロ その相続時精算課税適用財産の価額から相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除の規定による控除をした残額を相続税の課税価格に算入する。

解説

「財産の価額」の集合体が課税価格である。「財産の価額」とは、その財産を取得した時における時価（財産評価基本通達の定めにより評価した金額）であるため、「金額」ではなく「価額」となっている。

※1 財産の価額

財産の価額とは法22において、時価（一定の財産については時価以外の額）とされている。

※2 無制限納税義務者（居住無制限納税義務者及び非居住無制限納税義務者）は課税財産の範囲に制限がないため、「取得した財産の価額の合計額」が課税価格となり、制限納税義務者（居住制限納税義務者及び非居住制限納税義務者）は課税財産の範囲に制限があるため、「法施行地にあるもの（財産）の価額の合計額」が課税価格となる。

※3 相続税の課税価格との関係

誰が	特定贈与者から相続又は遺贈により 財産を取得しなかった相続時精算課税適用者
何を	特定贈与者からの贈与により取得した相続時精算課税適用財産
どのように相続税の計算に含めるか	相続時精算課税適用財産を特定贈与者から 相続（相続時精算課税適用者が相続人以外の者である場合には、遺贈） により取得したものとみなす。
価額	相続時精算課税適用財産の贈与の時の価額 ※ 令和6年1月1日以後の贈与により取得した相続時精算課税適用財産については、贈与税の基礎控除額を控除した後の価額

4 - 1

贈与税の課税価格

贈与税の課税価格

- (1) 無制限納税義務者
 その年中において贈与により取得した財産の価額の合計額^{※1}をもって、贈与税の課税価格とする。
- (2) 制限納税義務者
 その年中において贈与により取得した財産で法施行地にあるものの価額の合計額^{※1}をもって、贈与税の課税価格とする。
- (3) (1)及び(2)に該当する者
 その年中においてその者が法施行地に住所を有していた期間内に贈与により取得した財産で一定のものの価額及び法施行地に住所を有していなかった期間内に贈与により取得した財産で一定のものの価額の合計額^{※2}をもって、贈与税の課税価格とする。
- (4) 相続開始の年において被相続人から贈与があった場合
 相続又は遺贈により財産を取得した者が相続開始の年において被相続人から受けた贈与により取得した財産の価額で生前贈与加算の規定により相続税の課税価格に加算されるものは、贈与税の課税価格に算入しない。

解説

「財産の価額」の集合体が課税価格である。「財産の価額」とは、その財産を取得した時における時価（財産評価基本通達の定めにより評価した金額）であるため、「金額」ではなく「価額」となっている。

- ※1 無制限納税義務者（居住無制限納税義務者及び非居住無制限納税義務者）は課税財産の範囲に制限がないため、「取得した財産の価額の合計額」が課税価格となり、制限納税義務者（居住制限納税義務者及び非居住制限納税義務者）は課税財産の範囲に制限があるため、「法施行地にあるもの（財産）の価額の合計額」が課税価格となる。
- ※2 贈与税の課税価格は1暦年を単位として計算することから、年の中途に出国した者等のように、複数の納税義務者の区分に該当する場合についても規定されている。この場合には、それぞれの納税義務者の区分に応じ、その納税義務を負う財産の「価額」の「合計額」が課税価格となる。

トレーニング

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ
問題 1～10

問題 1 納税義務者その 1 (シートあり)

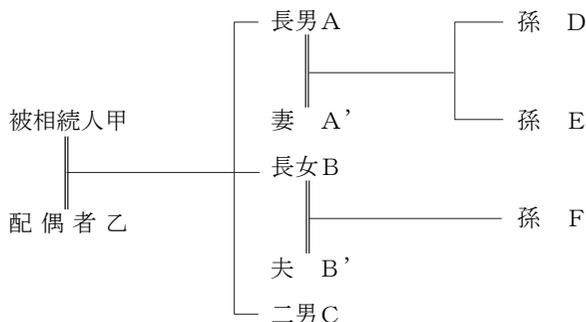
総合

- 10分 -

下記の〔資料〕に基づいて、被相続人甲に係る各相続人及び受遺者の相続税の課税価格を、計算の過程を示して求めなさい。

〔資料〕

- 被相続人甲と長男Aは、令和6年4月28日海外旅行からの帰途に航空機の墜落事故のため死亡した。被相続人甲と長男Aは、同時死亡と推定され、相続人等は同日その事実を知った。
- 被相続人甲の相続人等の状況は、次の図に示すとおりである。



(注) 1 夫B'は、5年間の海外勤務のため、長女B及び孫Fとともに令和4年8月20日からアメリカ合衆国に住所を有しており、その他の相続人等は、相続開始時において次のとおり日本国内に住所を有しており、日本国外に住所を有したことはない。

なお、二男C(被相続人甲の扶養親族に該当する。)は、令和5年9月から2年間の予定でイギリスに留学している。

被相続人甲、配偶者乙及び二男C——横浜市泉区

長男A、妻A'、孫D及び孫E——東京都千代田区

- 被相続人甲及び相続人等は、全員日本国籍を有している。
- 各相続人等は、被相続人甲が適法な手続を経て作成した公正証書による遺言書に基づき、次のとおり財産(すべて日本国内に所在する。)を取得した。

(注) 宅地及び家屋はすべて借地権割合が60%、借家権割合が30%である地域に所在しているものとする。

(1) 被相続人甲の友人が経営している株式会社Q社(本社は静岡県に所在する。)が取得した財産

R社の株式 10,000株 時価 5,000千円

- (2) 被相続人甲の菩提寺である宗教法人S寺（横浜市に所在するもので、収益事業は営んでいない。）が取得した財産

T銀行横浜支店預入の定期預金 預入高 3,000千円

この定期預金の内容は、次のとおりである。

- ① 約定期間 1年
- ② 既経過日数 219日
- ③ 満期日の約定利率 年3.50%
- ④ 相続開始日における解約利率 年2.50%
- ⑤ 利子に対する源泉徴収税率 20.315%

- (3) 配偶者乙の父が理事長をしている社会福祉法人U会（山梨県に所在するものである。）が取得した財産

① 長野県に所在する宅地 300㎡ 自用地としての価額 21,000千円

② 家屋 180㎡ 固定資産税評価額 9,000千円

この家屋は、①の宅地の上に建てられている別荘である。

- (4) 被相続人甲が生前会長をしていたV高等学校（横浜市に所在）のPTAが取得した財産

現金 2,000千円

- 4 上記3の遺贈財産以外の被相続人甲の遺産（宅地、立木及び株式は含まれていない。）については、相続人間で分割協議が行われ、その結果、各相続人は次のとおり財産を取得した。

なお、すべて国内に所在するものであり、金額は相続開始の時点における時価である。

- (1) 配偶者乙が取得した財産 67,000千円
- (2) 長女Bが取得した財産 18,000千円
- (3) 二男Cが取得した財産 20,000千円
- (4) 孫Dが取得した財産 15,000千円
- (5) 孫Eが取得した財産 12,000千円

- 5 被相続人甲の死亡を保険事故として相続人等が取得した生命保険金は、次のとおりである。

なお、契約はすべて日本国内に本店を有する保険会社の横浜支店で締結されたものである。

保険金受取人	保 険 金 額	保険料負担者とその負担金額
配偶者乙	66,000千円	甲 1,000千円、乙 2,000千円
妻 A'	15,000千円	甲 1,000千円、A' 1,000千円
二男 C	5,500千円	甲 2,000千円

問題 2 納税義務者その 2**基礎**

- 3分 -

下記の〔資料〕に基づいて、特定一般社団法人A会（令和5年5月1日設立）が被相続人甲から遺贈により取得したものとみなされる金額を答えなさい。

〔資料〕

- 1 特定一般社団法人A会の理事である被相続人甲は、令和6年6月15日死亡した。
- 2 被相続人甲の相続開始の時ににおいてA会が有する財産の価額の合計額は65,000,000円であり、債務の金額は22,000,000円であった。
- 3 被相続人甲の死亡によりA会から遺族に対して退職手当金が10,000,000円支給された。
- 4 A会の同族理事は設立時より被相続人甲、配偶者乙及び子丙の3人であり、被相続人甲の相続開始時まで変更はない。
- 5 A会は令和6年2月5日に被相続人甲から現金5,000,000円の贈与を受けている。

問題3 納税義務者その3 (シートあり)

総合

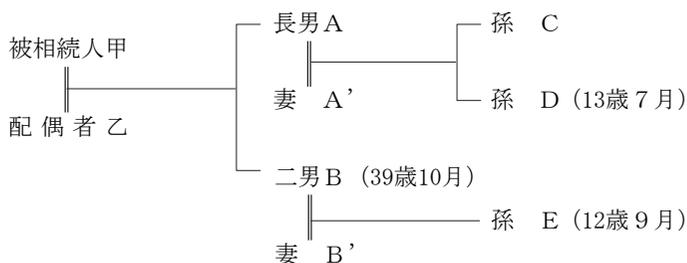
- 25分 -

次の〔資料〕に基づいて、被相続人甲に係る各相続人及び受遺者の納付すべき相続税額を計算過程を示して求めなさい。なお、措法69の4(小規模宅地等の特例)については、考慮しなくてよい。

なお、各相続人等の算出相続税額の計算に当たってのあん分割合は、端数を調整しないで計算する。

〔資料〕

- 被相続人甲は、令和6年5月15日に東京都港区の自宅で病死した。
- 被相続人甲の相続人等の状況は、次のとおりである。



- (注) 1 長男Aは令和4年5月10日に交通事故で死亡しているが、遺産総額が基礎控除額以下であったため、相続税の申告は行われていない。
- 2 被相続人甲の相続開始時における各相続人等の住所は、下記のとおりであり、被相続人甲は日本国外に住所を有したことはない。なお、被相続人甲及び相続人等は、全員日本国籍を有している。
- 被相続人甲及び配偶者乙——東京都港区
 二男B、妻B'及び孫E——東京都武蔵野市
 妻A'、孫C及び孫D——独国バイエルン州
- 3 年齢は相続開始時のものであり、年齢表示のない者はすべて18歳以上である。
- 3 被相続人甲の遺産(特に明記されているものを除き、すべて日本国内にある。)に関して判明している事項は、次のとおりである。
- (1) 被相続人甲は公正証書による遺言書を作成しており、その内容は次のとおりである。

① 配偶者乙に対して、次の財産を遺贈する。

イ 東京都港区に所在する宅地 自用地としての価額 62,500千円

ロ 東京都港区に所在する家屋 固定資産税評価額 23,500千円

この家屋は、イの宅地の上に建てられているもので、被相続人甲が居住の用に供していたものである。

② 孫Cに対して、次の財産を遺贈する。

イ 東京都品川区に所在する宅地 自用地としての価額 35,000千円

ロ 東京都品川区に所在する家屋 固定資産税評価額 37,000千円

この家屋は、イの宅地の上に建てられているもので、被相続人甲が平成16年3月から事業の用に供していたものである。

③ 孫Dに対して、次の財産を遺贈する。

円貨建て外国債（国外財産に該当する。） 時価 43,000千円

④ 人格のない社団F会（主たる事務所は東京都にある。）に対して、次の財産を遺贈する。

イ G銀行港区支店預入れの定期預金 時価 20,000千円

ロ H株式会社（東証上場）の株式 20,000株 1株当たりの時価 550円

(2) 上記(1)の遺贈財産以外の被相続人甲の遺産（預貯金等の流動資産であり、すべて日本国内にある。）は、総額420,000千円である。この遺産については、各相続人間の協議により、各相続人が民法第900条〔法定相続分〕及び第901条〔代襲相続分〕の規定による相続分に応じて取得した。

(3) 被相続人甲の相続開始時における債務及びその負担状況は、次のとおりである。

① 銀行からの借入金 50,000千円（配偶者乙が負担）

② 公租公課 5,000千円（二男Bが負担）

③ 品川区に所在する家屋に係る建築代金の未払金 2,000千円（孫Cが負担）

④ 外国債購入に係る未払金 1,200千円（孫Dが負担）

⑤ 未払医療費 1,500千円（配偶者乙、孫C及び孫Dが均等に負担）

4 被相続人甲の葬式に要した費用は8,000千円である。これについては、各相続人が均等に負担した。

5 被相続人甲の相続人等は、それぞれ甲の相続開始前に、甲から次のとおり財産の贈与を受けている。なお、受贈者のうち相続時精算課税選択届出書を提出した者はいない。

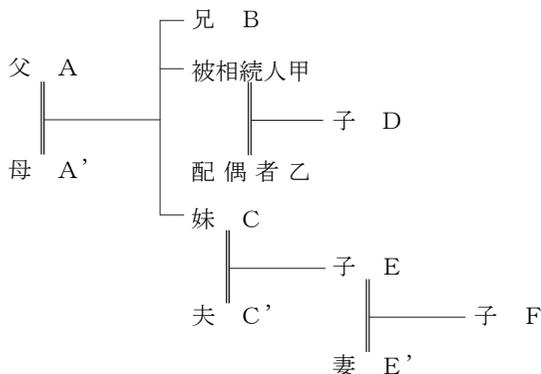
贈与年月日	受贈者	贈与財産	贈与時の価額	相続開始時の価額
令和3年9月30日	孫 E	現金	2,000千円	2,000千円
令和3年12月25日	配偶者乙	現金	3,500千円	3,500千円
令和5年5月13日	二男 B	株式	5,600千円	5,700千円
令和5年10月10日	二男 B	株式	7,300千円	7,400千円

問題 4 相続人と相続分

— (⓪)20分 — **基礎**

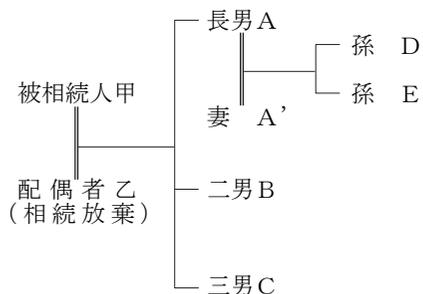
次の設例により、相続人（法3①）とその相続分及び相続税の総額を計算するに当たっての相続人（法16）とその相続分を答えなさい。

〔設例1〕



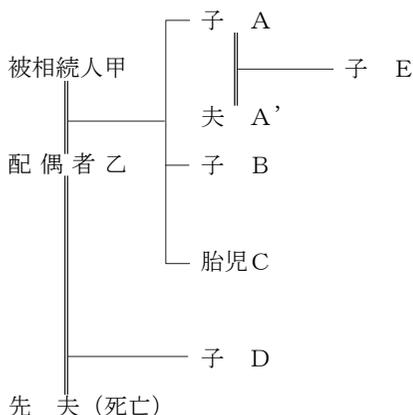
- (注) 1 子Dは、欠格事由に該当する。
 2 父A、妹C及び子Eは、被相続人甲の相続開始前に死亡している。
 3 母A'は、被相続人甲の相続に関して、家庭裁判所に申述し、正式に相続の放棄の手続をしている。

〔設例2〕



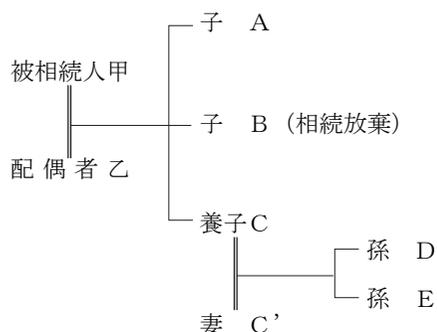
- (注) 1 長男Aは、被相続人甲の相続開始前に死亡している。
 2 長男Aは、愛人Sとの間にFをもうけており、Fを認知している。
 3 孫Dは、被相続人甲の生前、甲と配偶者乙の間で、養子縁組をしている。

〔設例3〕



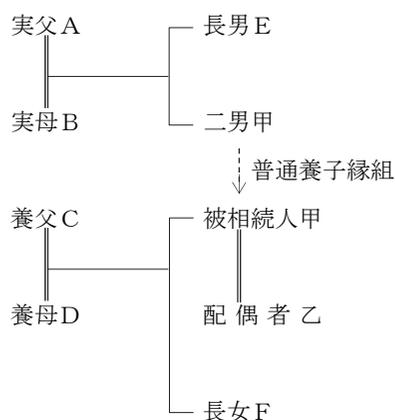
- (注) 1 胎児Cは、被相続人甲の相続に係る相続税の期限内申告書の提出時までには出生している。
 2 子Dは、被相続人甲及び配偶者乙と生計を一にしていた。
 3 子Aは、被相続人甲の相続に関し、家庭裁判所に申述し、正式に相続の放棄をしている。

〔設例 4〕



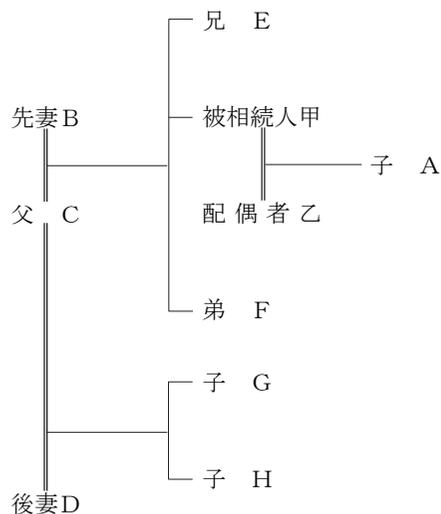
- (注) 1 養子Cは、被相続人甲及び配偶者乙の養子であり、甲の相続開始前に死亡している。
- 2 孫Dは養子Cの養子縁組前、孫Eは養子Cの養子縁組後にそれぞれ出生している。

〔設例 5〕



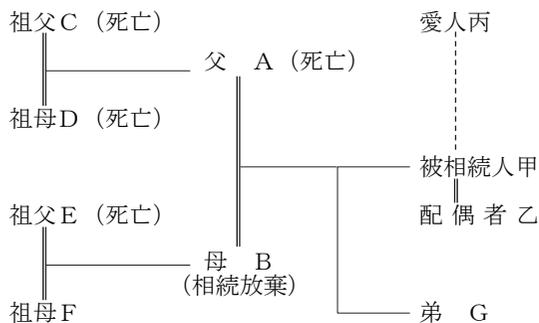
- (注) 1 実父A、実母B及び養父Cは、被相続人甲の相続開始前に死亡している。
- 2 養母Dは、被相続人甲の相続に関し、家庭裁判所に申述し、正式に相続の放棄をしている。

〔設例 6〕



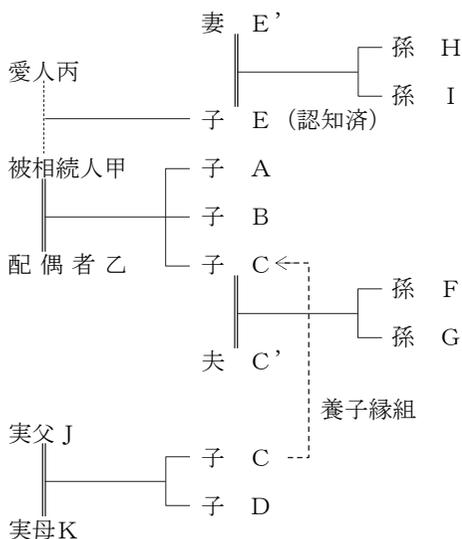
- (注) 1 先妻Bは、被相続人甲の相続開始以前に死亡している。
- 2 被相続人甲と子Aは、交通事故により同時死亡と推定された。
- 3 父Cは、被相続人甲の相続に関し、家庭裁判所に申述し、正式に相続の放棄をしている。

〔設例7〕



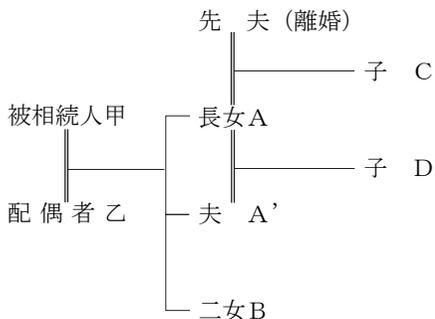
(注) 被相続人甲は、愛人丙と生活を共にしていた。なお、甲は配偶者乙と離婚協議中であつた。

〔設例8〕



(注) 1 子E及び子Cは、被相続人甲の相続開始前に死亡している。
 2 孫F及び孫Gは、子Cの養子縁組後に出生している。
 3 子Bは、被相続人甲の相続に関して、家庭裁判所に申述し、正式に相続の放棄の手続をしている。

〔設例9〕



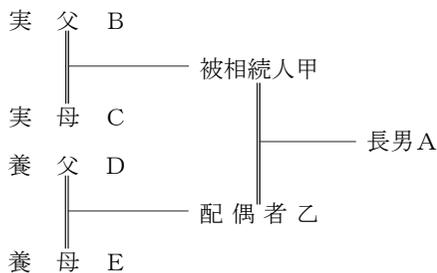
(注) 1 長女Aの夫A'は、長女Aとの婚姻届を提出すると同時に、被相続人甲及び配偶者乙との間の養子縁組届を提出した。
 2 長女Aは、被相続人甲の相続開始前に死亡している。
 3 二女Bは、被相続人甲の相続に関して、家庭裁判所に申述し、正式に相続の放棄の手続をしている。

問題5 養子制度

- (9) 8分 - **基礎**

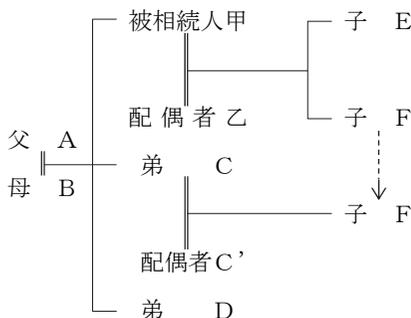
次の各設例に基づいて、相続人（法3①）とその相続分を求めなさい。

〔設例1〕



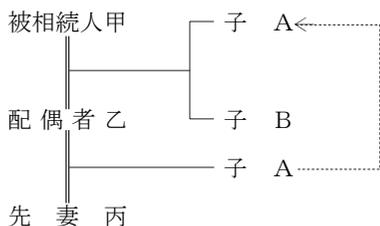
- (注) 1 実父Bは、被相続人甲の相続開始前に死亡している。
 2 被相続人甲は、配偶者乙との婚姻時に養父D及び養母Eと普通養子制度に基づく養子縁組を行っている。
 3 長男Aは、被相続人甲の相続に関し、適法に相続の放棄の手続をとっている。

〔設例2〕



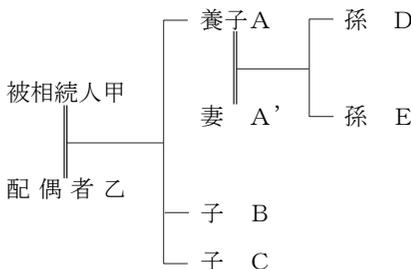
- (注) 1 子Fは、弟C及び配偶者C'と特別養子制度に基づく養子縁組を行っている。
 2 子Eは、被相続人甲の相続に関し、適法に相続の放棄の手続をとっている。

〔設例3〕



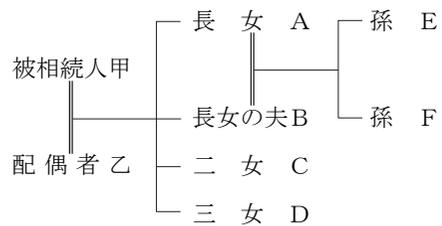
- (注) 1 配偶者乙は、先妻丙と離婚している。
 2 子Aは、被相続人甲と普通養子制度に基づく養子縁組を行っている。

〔設例4〕



- (注) 1 養子Aは、被相続人甲及び配偶者乙と普通養子制度に基づく養子縁組を行っている。
 2 孫Dは、養子Aの養子縁組前に、孫Eは、Aの養子縁組後に出生している。
 3 養子Aは、被相続人甲の相続開始前に死亡している。

〔設例5〕



(注) 1 長女の夫Bは、長女Aとの婚姻時に被相続人甲及び配偶者乙と普通養子制度に基づく養子縁組を行っている。

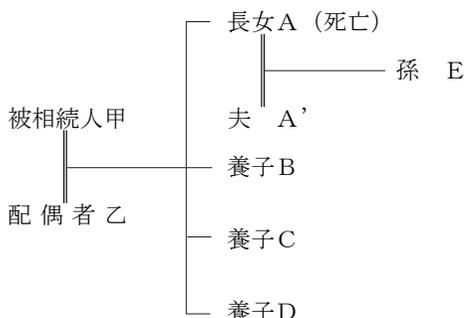
2 長女の夫Bは、被相続人甲の相続開始以前に死亡している。

問題 6 法定相続人の数（シートあり）

- 15分 - **基礎**

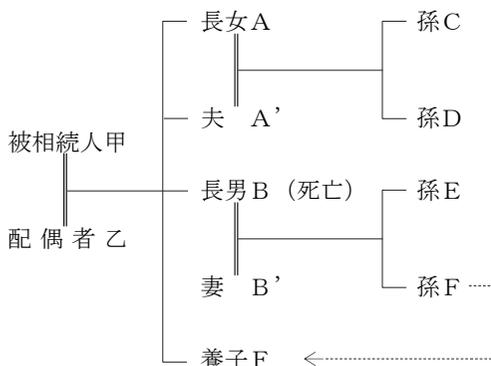
次の各設例に基づいて、遺産に係る基礎控除額、相続税の総額を計算するに当たっての相続人、その人数及びその相続分を答えなさい。

〔設例 1〕



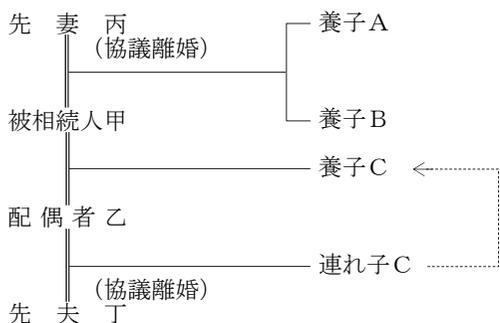
- (注) 1 養子 B 及び養子 C は、被相続人甲及び配偶者乙との間の養子縁組届を提出している。
- 2 養子 D は、被相続人甲及び配偶者乙と特別養子縁組により養子となった者である。
- 3 孫 E は、長女 A 及び夫 A' との間の養子縁組届を提出している。

〔設例 2〕



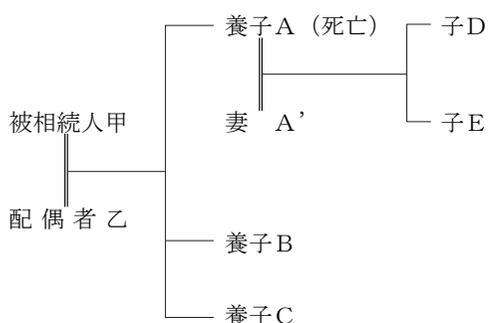
- (注) 1 夫 A' は、長女 A との婚姻届を提出すると同時に、被相続人甲及び配偶者乙との間の養子縁組届を提出している。
- 2 長男 B の死亡に伴い、孫 F は、被相続人甲及び配偶者乙との間の養子縁組届を提出している。

〔設例 3〕



- (注) 1 養子 A 及び養子 B は、被相続人甲及び先妻丙との間の養子縁組届を提出している。
- 2 養子 C は、被相続人甲と配偶者乙との婚姻に伴い甲との養子縁組届を提出している。

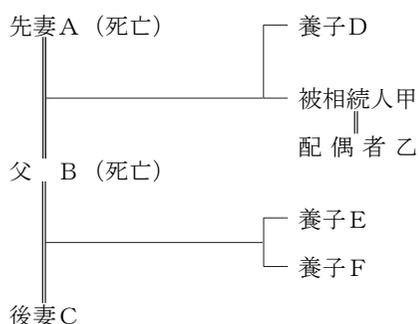
〔設例 4〕



(注) 1 養子A、養子B及び養子Cは、被相続人甲及び配偶者乙との間の養子縁組届を提出している。

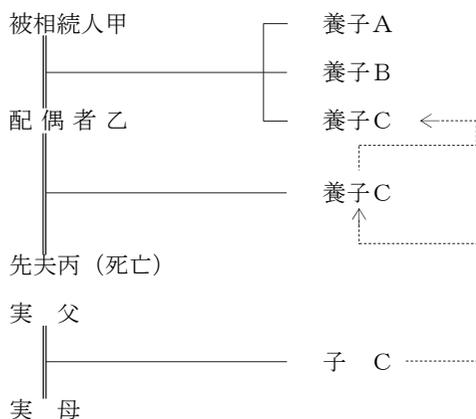
2 子Dは養子Aの養子縁組前に、子Eは養子Aの養子縁組後に出生している。

〔設例 5〕



(注) 養子Dは父B及び先妻Aとの間の養子縁組届を、養子E及び養子Fは父B及び後妻Cとの間の養子縁組届を提出している。

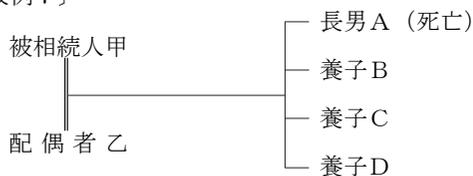
〔設例 6〕



(注) 1 養子A及び養子Bは、被相続人甲及び配偶者乙との間の養子縁組届を提出している。

2 養子Cは、配偶者乙及び先夫丙との特別養子縁組により養子となった者であるが、被相続人甲と乙との婚姻に伴い甲との養子縁組届を提出している。

〔設例 7〕



(注) 養子B、養子C及び養子Dは、被相続人甲及び配偶者乙との間の養子縁組届を提出している。

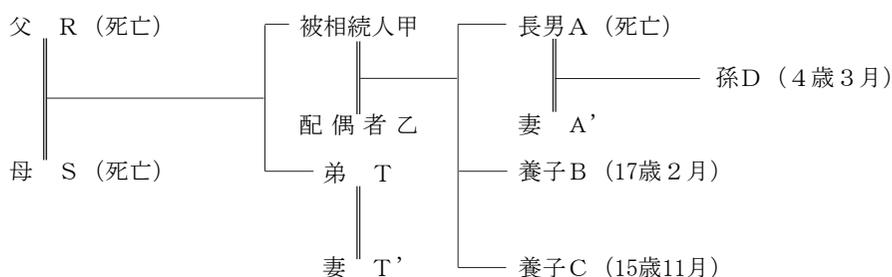
問題 7 養子の数の制限（シートあり）

総合
- 40分 -

下記の〔資料〕に基づいて、被相続人甲に係る各相続人及び受遺者の納付すべき相続税額を、計算の過程を示して求めなさい。なお、相続税額の計算に当たって2以上の計算方法がある場合には、各人の課税価格が最も少なくなる方法を選択するものとし、各人の算出相続税額の計算に当たってのあん分割合は、端数を調整しないで計算する方法による。なお、相続税の納税猶予の特例については考慮する必要はない。

〔資料〕

- 1 被相続人甲は、令和6年4月24日横浜市X区の自宅で病死した。
- 2 被相続人甲の相続人等の状況は、次の図に示すとおりである。



- (注) 1 年齢は、被相続人甲の死亡時のもので、年齢表示のない者は、すべて18歳以上である。
- 2 被相続人甲及び相続人等は、全員日本国外に住所を有したことはない。
- 3 養子B及び養子Cは、被相続人甲及び配偶者乙との間の養子縁組届を提出している。
- 4 相続開始時において、養子B及び養子Cは障害者（特別障害者以外の者）に該当している。
- 5 父R、母S及び長男Aは既に死亡しているが、この三者の死亡についての相続税の課税関係は生じていない。
- 3 被相続人甲の遺産（すべて日本国内にある。）に関して判明している事項は、次のとおりである。

- (1) 各相続人等は、被相続人甲が適法な手続を経て作成した公正証書による遺言書に基づき、次のとおり財産を取得した。なお、この遺言書には配偶者乙に対する貸付金5,600,000円（元利合計額）を免除する旨が記載されていた。

① 配偶者乙が取得した財産

イ 宅 地	400㎡	自用地としての価額	40,000,000円
ロ 家 屋	280㎡	固定資産税評価額	12,000,000円

この家屋は、イの宅地の上に建てられているもので、被相続人甲が平成9年から小売業の店舗の用に供していたものである。配偶者乙は、相続開始後その事業を引き継ぎ、相続税の申告期限においても小売業を営んでいる。

② 弟Tが取得した財産

イ 山林 時価 4,000,000円

ロ イの山林に生立する立木 時価 25,000,000円

(2) 上記(1)の遺贈財産以外の被相続人甲の遺産（すべて預貯金等の流動資産である。）は、総額238,000,000円である。なお、この遺産については共同相続人による分割の協議により下記の通り取得した。

配偶者乙 93,000,000円

養子 B 47,850,000円

養子 C 47,150,000円

孫 D 50,000,000円

(3) 被相続人甲の相続開始時における債務は17,100,000円である。なお、この債務は相続人が民法第900条（法定相続分）及び第901条（代襲相続分）に規定する相続分により負担することとした。

4 被相続人甲の葬式に要した費用は1,000,000円であり、これについては、香典700,000円を取得した配偶者乙が負担した。

5 被相続人甲の死亡を保険事故として相続人等が取得した生命保険金は、次のとおりである。

保険金受取人	契約保険金額	保険料負担者
配偶者乙	50,000,000円	被相続人甲全額
養子 B	10,000,000	被相続人甲2分の1、配偶者乙2分の1
養子 C	20,000,000	被相続人甲2分の1、配偶者乙2分の1
孫 D	15,000,000	被相続人甲3分の2、妻A' 3分の1

6 被相続人甲の相続人等は、相続開始前に被相続人甲から、それぞれ次の財産を贈与によって取得している。なお、甲からの贈与につき相続時精算課税選択届出書を提出した者はいない。

贈与年月	受贈者	贈与財産	贈与時の時価	相続開始時の時価
令和4年8月	配偶者乙	株式	9,000,000円	5,000,000円
令和5年11月	養子 C	株式	2,500,000	2,850,000
令和6年2月	養子 B	株式	2,400,000	2,150,000
令和6年3月	養子 C	信託受益権	30,000,000	30,000,000

(注) 上記の信託受益権は、特定障害者扶養信託契約に基づくものであり、必要な手続はすべて適法に行われている。

問題 8	上場株式の評価
------	---------

- 7分 -	基礎
--------	----

次の各設例の場合において、相続税の課税価格に算入すべき財産の価額を求めなさい。

[設例 1]

被相続人甲は、令和 6 年 4 月 11 日に死亡した。相続人乙は、甲から相続により A 上場株式 10,000 株を取得した。

この株式は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場されている株式で、その株価等の状況は、次のとおりである。

(イ) 株価の状況

	(東 京)	(名 古 屋)
令和 6 年 4 月 7 日の最終価格	1,290円	1,300円
令和 6 年 4 月 8 日の最終価格	1,295円	1,305円
令和 6 年 4 月 9 日の最終価格	1,300円	1,310円
令和 6 年 4 月 10 日の最終価格	な し	な し
課税時期 (令和 6 年 4 月 11 日) の最終価格	な し	な し
令和 6 年 4 月 12 日の最終価格	1,030円	1,040円
令和 6 年 4 月の毎日の最終価格の月平均額	1,150円	1,160円
令和 6 年 4 月 1 日から 9 日までの毎日の最終価格の平均額	1,310円	1,295円
令和 6 年 4 月 12 日から 30 日までの毎日の最終価格の平均額	1,055円	1,040円
令和 6 年 3 月の毎日の最終価格の月平均額	1,350円	1,335円
令和 6 年 2 月の毎日の最終価格の月平均額	1,390円	1,400円

- | | |
|----------------|----------------------|
| (ロ) 株式の割当ての基準日 | 令和 6 年 4 月 13 日 |
| (ハ) 株式の割当ての日 | 令和 6 年 6 月 13 日 |
| (ニ) 払込金額 | 株式 1 株につき 50 円 |
| (ホ) 株式の割当数 | 株式 1 株に対し 0.20 株を割当て |
| (ヘ) 権利落の日 | 令和 6 年 4 月 12 日 |

〔設例2〕

被相続人甲は、令和6年8月1日に死亡した。相続人丙は、甲から遺贈によりB上場株式10,000株を取得した。

この株式は、東京証券取引所に上場されている株式で、その株価等の状況は、次のとおりである。

(イ) 株価の状況

令和6年7月27日の最終価格	1,530円
令和6年7月28日の最終価格	1,520円
令和6年7月29日の最終価格	1,510円
令和6年7月30日の最終価格	1,500円
令和6年7月31日の最終価格	1,220円
課税時期（令和6年8月1日）の最終価格	1,230円
令和6年8月の毎日の最終価格の月平均額	1,250円
令和6年7月の毎日の最終価格の月平均額	1,500円
令和6年7月1日から30日までの毎日の最終価格の月平均額	1,510円
令和6年6月の毎日の最終価格の月平均額	1,520円

(ロ) 株式の割当ての基準日	令和6年8月1日
(ハ) 株式の割当ての日	令和6年10月1日
(ニ) 払込金額	株式1株につき50円
(ホ) 株式の割当数	株式1株に対し0.20株を割当て
(ヘ) 権利落の日	令和6年7月31日

〔設例3〕

被相続人甲は、令和6年3月30日に死亡した。相続人丁は、甲から相続によりC上場株式10,000株を取得した。

この株式は、東京証券取引所に上場されている株式で、その株価等の状況は、次のとおりである。

(イ) 株価の状況

令和6年3月26日の最終価格	1,560円
令和6年3月27日の最終価格	1,575円
令和6年3月28日の最終価格	1,455円
令和6年3月29日の最終価格	なし
課税時期(令和6年3月30日)の最終価格	なし
令和6年3月31日の最終価格	1,450円
令和6年4月1日の最終価格	1,460円
令和6年4月2日の最終価格	1,470円
令和6年3月の毎日の最終価格の月平均額	1,570円
令和6年3月1日から27日までの毎日の最終価格の平均額	1,590円
令和6年3月28日から31日までの毎日の最終価格の平均額	1,473円
令和6年2月の毎日の最終価格の月平均額	1,590円
令和6年1月の毎日の最終価格の月平均額	1,580円

(ロ) 配当金交付の基準日 令和6年3月31日

(ハ) 予想配当金額 1株につき10円

(ニ) 配当落の日 令和6年3月28日

問題 9	上場株式と株式に関する権利の評価
------	------------------

- 9分 -

基礎

次の〔資料〕に基づいて、相続税の課税価格に算入すべき財産の価額を求めなさい。

- (注) 1 課税時期において株式に関する権利が生じている場合、その権利も取得しているものとする。
- 2 配当所得に係る源泉徴収されるべき税額を計算する必要がある場合には、20.315%の税率とする。

〔資料〕

令和6年4月6日に死亡した被相続人甲の遺産に含まれている株式は、次のとおりである。

- (1) A社株式 40,000株

この株式は、東京証券取引所に上場されている株式で、その株価等の状況は、次のとおりである。

① 株価の状況

課税時期（令和6年4月6日）の最終価格	1,280円
令和6年4月の毎日の最終価格の月平均額	1,220円
令和6年3月の毎日の最終価格の月平均額	1,355円
令和6年3月1日から19日までの毎日の最終価格の平均額	1,500円
令和6年3月20日から31日までの毎日の最終価格の平均額	1,210円
令和6年2月の毎日の最終価格の月平均額	1,430円

- | | |
|--------------|------------------|
| ② 株式の割当ての基準日 | 令和6年3月21日 |
| ③ 株式の割当ての日 | 令和6年5月21日 |
| ④ 払込金額 | 株式1株につき50円 |
| ④ 株式の割当数 | 株式1株に対し0.20株を割当て |
| ⑥ 権利落の日 | 令和6年3月20日 |

(2) B社株式 20,000株

この株式は、名古屋証券取引所に上場されている株式で、その株価等の状況は、次のとおりである。

① 株価の状況

課税時期（令和6年4月6日）の最終価格	1,220円
令和6年4月の毎日の最終価格の月平均額	1,215円
令和6年3月の毎日の最終価格の月平均額	1,210円
令和6年3月1日から29日までの毎日の最終価格の平均額	1,213円
令和6年3月30日から31日までの毎日の最終価格の平均額	1,191円
令和6年2月の毎日の最終価格の月平均額	1,212円

- ② 配当金交付の基準日 令和6年3月31日
- ② 予想配当金額 1株につき10円
- ③ 配当落の日 令和6年3月30日

(3) C社株式 15,000株

この株式は、名古屋証券取引所に上場されている株式で、その株価等の状況は、次のとおりである。

① 株価の状況

課税時期（令和6年4月6日）の最終価格	1,020円
令和6年4月の毎日の最終価格の月平均額	1,010円
令和6年3月の毎日の最終価格の月平均額	1,114円
令和6年3月1日から20日までの毎日の最終価格の平均額	1,230円
令和6年3月21日から31日までの毎日の最終価格の平均額	1,002円
令和6年2月の毎日の最終価格の月平均額	1,100円

- ② 株式の分割（無償交付）の基準日 令和6年3月23日
- ③ 株式の分割の効力が発生する日 令和6年5月23日
- ④ 分割の方法 1株につき1.1株の割合をもって分割する。
- ⑤ 権利落の日 令和6年3月21日

(4) D社株式 10,000株

この株式は、東京証券取引所に上場されている株式で、その株価等の状況は、次のとおりである。

① 株価の状況

課税時期（令和6年4月6日）の最終価格	640円
令和6年4月の毎日の最終価格の月平均額	610円
令和6年3月の毎日の最終価格の月平均額	678円
令和6年3月1日から8日までの毎日の最終価格の平均額	750円
令和6年3月9日から31日までの毎日の最終価格の平均額	607円
令和6年2月の毎日の最終価格の月平均額	716円

② 株式の割当ての基準日 令和6年3月10日

③ 株式の割当ての日 令和6年3月31日

④ 株式の払込期日 令和6年4月10日

⑤ 払込金額 株式1株につき50円（株式の割当ての日以前に申込証拠金として徴収済である。）

⑤ 株式の割当数 株式1株に対し0.20株を割当て

⑥ 権利落の日 令和6年3月9日

問題10 負担付贈与等により取得した上場株式の評価 - ④ 4分 - **応用**

次の〔設例〕に基づいて、贈与税の課税価格に算入すべき財産の価額を求めなさい。

- (注) 1 課税時期において株式に関する権利が生じている場合、その権利も取得しているものとする。
- 2 配当所得に係る源泉徴収されるべき税額を計算する必要がある場合には、20.315%の税率とする。

〔設例1〕

令和6年4月6日、甲は乙に次の株式を、甲の銀行借入金47,200,000円（元利合計額）を引き受けることを条件に贈与した。

A社株式 40,000株

この株式は、東京証券取引所に上場されている株式で、その株価等の状況は、次のとおりである。

(1) 株価の状況

課税時期（令和6年4月6日）の最終価格	1,280円
令和6年4月の毎日の最終価格の月平均額	1,220円
令和6年3月の毎日の最終価格の月平均額	1,355円
令和6年3月1日から19日までの毎日の最終価格の平均額	1,500円
令和6年3月20日から31日までの毎日の最終価格の平均額	1,210円
令和6年2月の毎日の最終価格の月平均額	1,430円

- | | |
|----------------|------------------|
| (2) 株式の割当ての基準日 | 令和6年3月21日 |
| (3) 株式の割当ての日 | 令和6年5月21日 |
| (4) 払込金額 | 株式1株につき50円 |
| (5) 株式の割当数 | 株式1株に対し0.20株を割当て |
| (6) 権利落の日 | 令和6年3月20日 |

〔設例2〕

令和6年4月10日、甲は乙に次の株式を20,000,000円で譲渡した。

B社株式 20,000株

この株式は、名古屋証券取引所に上場されている株式で、その株価等の状況は、次のとおりである。

(1) 株価の状況

課税時期（令和6年4月10日）の最終価格	1,220円
令和6年4月の毎日の最終価格の月平均額	1,215円
令和6年3月の毎日の最終価格の月平均額	1,253円
令和6年3月1日から29日までの毎日の最終価格の平均額	1,260円
令和6年3月30日から31日までの毎日の最終価格の平均額	1,191円
令和6年2月の毎日の最終価格の月平均額	1,282円

(2) 配当金交付の基準日 令和6年3月31日

(3) 予想配当金額 1株につき10円

(4) 配当落の日 令和6年3月30日

解答編

問題 1

I 相続人及び受遺者の相続税の課税価格の計算

1 遺贈財産価額の計算 (単位：千円)			
取得者	財産の種類	計 算 過 程	金 額
Q 社	株 式	相続税の納税義務なし。	—
S 寺	定期預金	税負担の不当減少がないため、納税義務なし。	—
U 会	宅 地	} 税負担の不当減少がないため、納税義務なし。	—
U 会	家 屋		—
P T A	現 金		2,000
2 分割財産価額の計算 (単位：千円)			
取得者	計 算 過 程		金 額
配偶者乙			67,000
長女 B			18,000
二男 C			20,000
孫 D			15,000
孫 E			12,000
3 相続又は遺贈によるみなし財産価額の計算 (単位：千円)			
財産の種類	取得者	計 算 過 程	金 額
生命保険金	配偶者乙	$66,000 \times \frac{1,000}{1,000+2,000} = 22,000$	22,000
	妻 A'	$15,000 \times \frac{1,000}{1,000+1,000} = 7,500$	7,500
非課税金額	二男 C	(1) $5,000 \times 5 \text{人} = 25,000$ (2) $22,000 + 5,500 = 27,500$ (3) (1) < (2) ∴	5,500
	配偶者乙	$25,000 \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{22,000}{27,500} = 20,000 \\ \frac{5,500}{27,500} = 5,000 \end{array} \right.$	△ 20,000
	二男 C		△ 5,000
	(注) 妻 A' は、相続人でないため適用なし。		

4 各人の相続税の課税価格の計算								(単位：千円)
相続人等 区分	P T A	配偶者乙	長女B	二男 C	孫 D	孫 E	妻 A'	合 計
遺贈による 取得財産	2,000							
分割による 取得財産		67,000	18,000	20,000	15,000	12,000		
みなし財産		2,000		500			7,500	
課税価格	2,000	69,000	18,000	20,500	15,000	12,000	7,500	144,000

【解答への道】

- 1 普通法人（Q社）が遺贈を受けた場合には、法人税の課税を受けることとなるため、相続税の納税義務は負わない。
- 2 持分の定めのない法人（S寺、U会）が個人とみなされて相続税の納税義務を負うのは、財産の遺贈を受けることにより、税負担の不当減少が認められる場合に限る。
- 3 人格のない社団等（P T A）が財産の遺贈を受けた場合には、個人とみなされて相続税の納税義務を負うことになる。なお、問題文中に明記されていなければ、法人税課税はなされていないものとして取り扱うこと。

問題 2

- (1) $65,000,000\text{円} - 22,000,000\text{円} - 10,000,000\text{円} = 33,000,000\text{円}$
- (2) $33,000,000\text{円} \div (2\text{人} + 1) = 11,000,000\text{円}$

【解答への道】

- 1 特定一般社団法人の純資産額は、相続開始時における財産の価額の合計額から債務の金額を控除して求めるが、被相続人の死亡により支給される退職手当金がある場合にはその金額も控除することとなる。
- 2 特定一般社団法人等が相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けていても生前贈与加算の適用はない。
- 3 課税金額を求める際の特定一般社団法人等の同族理事の数は、相続開始直後の同族理事の数を用いるため、被相続人以外の同族理事の数による。

問題 3

I 相続人及び受遺者の相続税の課税価格の計算

1 遺贈財産の価額の計算		(単位：千円)	
財産の種類	計 算 過 程	取 得 者	金 額
宅 地	$23,500 \times 1.0 = 23,500$	配偶者乙	62,500
家 屋		配偶者乙	23,500
宅 地	$37,000 \times 1.0 = 37,000$	孫 C	35,000
家 屋		孫 C	37,000
外 国 債		孫 D	43,000
定期預金		F 会	20,000
株 式	$550円 \times 20,000株 = 11,000$	F 会	11,000
2 分割財産の価額の計算		(単位：千円)	
配偶者乙	$420,000 \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{1}{2} \\ \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \\ \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \\ \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \end{array} \right. = \begin{array}{l} = 210,000 \\ = 105,000 \\ = 52,500 \\ = 52,500 \end{array}$		
二男 B			
孫 C			
孫 D			
3 債務控除額の計算		(単位：千円)	
債務及び葬式費用	負 担 者	計 算 過 程	金 額
債 務	配偶者乙	$50,000 + 1,500 \times \frac{1}{3} = 50,500$	50,500
	二男 B		5,000
	孫 C	$2,000 + 1,500 \times \frac{1}{3} = 2,500$	2,500
	孫 D	$1,200 + 1,500 \times \frac{1}{3} = 1,700$	1,700
葬 式 費 用	配偶者乙	$8,000 \times \frac{1}{4} = 2,000$	2,000
	二男 B		2,000
	孫 C		2,000
	孫 D		2,000

4 相続税の課税価格に加算する贈与財産価額の計算				(単位：千円)			
贈与年分	受贈者	計 算 過 程			加算される 贈与財産価額		
令和3年	孫 E	相続又は遺贈により財産を取得していないため、適用なし。			—		
令和3年	配偶者乙				3,500		
令和5年	二男 B				5,600+7,300=12,900	12,900	
5 各人の相続税の課税価格の計算				(単位：千円)			
区 分		相続人等	配偶者乙	孫 C	孫 D	F 会	二男 B
		遺贈による取得財産	86,000	72,000	43,000	31,000	
		分割による取得財産	210,000	52,500	52,500		105,000
		債務控除	△52,500	△ 4,500	△ 3,700		△ 7,000
		生前贈与財産の加算額	3,500				12,900
		課税価格	247,000	120,000	91,800	31,000	110,900

II 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額		課税遺産額	
600,700 千円		30,000+6,000×4人 =54,000 千円		546,700 千円	
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額		相続税の総額の基となる税額	
配偶者乙	$\frac{1}{2}$	273,350 千円		96,007,500 円	
二男 B	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$	136,675		37,670,000	
孫 C	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{8}$	68,337		13,501,100	
孫 D	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{8}$	68,337		13,501,100	
合計	4人	1		相続税の総額	160,679,700 円

Ⅲ 各人の納付すべき相続税額の計算

1 各人の納付すべき相続税額の計算		(単位：円)				
相続人等		配偶者乙	孫 C	孫 D	F 会	二男 B
区分						
算出相続税額		66,069,395	32,098,491	24,555,346	8,292,110	29,664,356
加算又は控除	相続税額の加算額				1,658,422	
	贈与税額控除額 (暦年課税)	△260,000				△2,820,000
	配偶者の税額軽減額	△65,809,395				
	未成年者控除額			△500,000		
納付税額		0	32,098,400	24,055,300	9,950,500	26,844,300
2 税額控除等の計算		(単位：円)				
控除等の項目	対象者	計 算 過 程			金 額	
相続税額の加算額	F 会	$8,292,110 \times \frac{20}{100} = 1,658,422$			1,658,422	
贈与税額控除額 (暦年課税)	配偶者乙	$(3,500,000 - 1,100,000) \times 15\% - 100,000 = 260,000$			260,000	
	二男 B	$(12,900,000 - 1,100,000) \times 40\% - 1,900,000 = 2,820,000$			2,820,000	
配偶者の 税額軽減額	配偶者乙	(1) $66,069,395 - 260,000 = 65,809,395$				
		(2) ① $600,700,000 \times \frac{1}{2} = 300,350,000$ $\geq 160,000,000 \therefore 300,350,000$				
		② 247,000,000				
		③ ① > ② $\therefore 247,000,000$				
		④ $160,679,700 \times \frac{247,000,000}{600,700,000} = 66,069,395$				
		(3) (1) \leq (2) ④ $\therefore 65,809,395$			65,809,395	
未成年者控除額	孫 D	$100,000 \times (18\text{歳} - 13\text{歳}) = 500,000$			500,000	

【解答への道】

- 孫C及び孫Dは相続開始時において外国に住所を有しているが、被相続人甲が外国人被相続人又は非居住被相続人に該当しないため、非居住無制限納税義務者に該当する。
- 人格のない社団等は、常に相続税額の加算の適用を受ける。

問題 4

設 例	相 続 人 (法3①)	相 続 分	相 続 人 (法16)	相 続 分
1	配偶者 乙 兄 B	$\frac{3}{4}$ $\frac{1}{4}$	配偶者 乙 母 A'	$\frac{2}{3}$ $\frac{1}{3}$
2	二 男 B 三 男 C 孫 D 孫 E F	$\frac{1}{4}$ $\frac{1}{4}$ $\frac{1}{4} + \frac{1}{4} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{3}$ $\frac{1}{4} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{12}$ $\frac{1}{4} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{12}$	配偶者 乙 二 男 B 三 男 C 孫 D 孫 E F	$\frac{1}{2}$ $\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} = \frac{1}{8}$ $\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} = \frac{1}{8}$ $\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} + \frac{1}{2} \times \frac{1}{4} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{6}$ $\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{24}$ $\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{24}$
3	配偶者 乙 子 B 胎 児 C	$\frac{1}{2}$ $\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$ $\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$	配偶者 乙 子 A 子 B 胎 児 C	$\frac{1}{2}$ $\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{6}$ $\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{6}$ $\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{6}$
4	配偶者 乙 子 A 孫 E	$\frac{1}{2}$ $\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$ $\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$	配偶者 乙 子 A 子 B 孫 E	$\frac{1}{2}$ $\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{6}$ $\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{6}$ $\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{6}$

設 例	相 続 人 (法3①)	相 続 分	相 続 人 (法16)	相 続 分
5	配偶者乙 長男 E 長女 F	$\frac{3}{4}$ $\frac{1}{4} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{8}$ $\frac{1}{4} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{8}$	配偶者乙 養母 D	$\frac{2}{3}$ $\frac{1}{3}$
6	配偶者乙 兄 E 弟 F 子 G 子 H	$\frac{3}{4}$ $\frac{1}{4} \times \frac{2}{6} = \frac{1}{12}$ $\frac{1}{4} \times \frac{2}{6} = \frac{1}{12}$ $\frac{1}{4} \times \frac{1}{6} = \frac{1}{24}$ $\frac{1}{4} \times \frac{1}{6} = \frac{1}{24}$	配偶者乙 父 C	$\frac{2}{3}$ $\frac{1}{3}$
7	配偶者乙 祖母 F	$\frac{2}{3}$ $\frac{1}{3}$	配偶者乙 母 B	$\frac{2}{3}$ $\frac{1}{3}$
8	配偶者乙 子 A 孫 F 孫 G 孫 H 孫 I	$\frac{1}{2}$ $\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{6}$ $\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{12}$ $\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{12}$ $\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{12}$ $\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{12}$	配偶者乙 子 A 子 B 孫 F 孫 G 孫 H 孫 I	$\frac{1}{2}$ $\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} = \frac{1}{8}$ $\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} = \frac{1}{8}$ $\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{16}$ $\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{16}$ $\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{16}$ $\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{16}$

設 例	相 続 人 (法3①)	相 続 分	相 続 人 (法16)	相 続 分
9	配偶者乙	$\frac{1}{2}$	配偶者乙	$\frac{1}{2}$
	夫 A'	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$	夫 A'	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{6}$
	子 C	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{8}$	二女 B	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{6}$
	子 D	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{8}$	子 C	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{12}$
10	子 B	$\frac{1}{3}$	子 D	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{12}$
	配偶者乙	$(1 - \frac{1}{3}) \times \frac{1}{2} = \frac{1}{3}$	配偶者乙	$\frac{1}{2}$
	孫 D	$(1 - \frac{1}{3}) \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{6}$	子 B	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$
	孫 E	$(1 - \frac{1}{3}) \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{6}$	孫 E	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{12}$
			孫 F	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{12}$
11	配偶者乙	$\frac{1}{2}$	配偶者乙	$\frac{1}{2}$
	子 C	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{6}$	子 A	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} = \frac{1}{8}$
	孫 F	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{6}$	子 C	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} = \frac{1}{8}$
	孫 H	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{6}$	孫 F	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} = \frac{1}{8}$
		孫 H	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} = \frac{1}{8}$	

【解答への道】

〔設例4〕について

被相続人と養子の養子縁組前に出生したその養子の子（いわゆる養子の連れ子）は、代襲相続人となることはできない。

〔設例10〕について

相続分の指定があった場合においても、相続税の総額の計算に当たっての相続分は、影響を受けない。

問題5

設例	相続人	相続分	設例	相続人	相続分
1	配偶者 乙	$\frac{2}{3}$	2	配偶者 乙	$\frac{2}{3}$
	実母 C	$\frac{1}{3} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{9}$		父 A	$\frac{1}{3} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{6}$
	養父 D	$\frac{1}{3} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{9}$		母 B	$\frac{1}{3} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{6}$
	養母 E	$\frac{1}{3} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{9}$			
3	配偶者 乙	$\frac{1}{2}$	4	配偶者 乙	$\frac{1}{2}$
	子 A	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$		子 B	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{6}$
	子 B	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$		子 C	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{6}$
		孫 E		$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{6}$	
5	配偶者 乙	$\frac{1}{2}$			
	長女 A	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} = \frac{1}{8}$			
	二女 C	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} = \frac{1}{8}$			
	三女 D	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} = \frac{1}{8}$			
	孫 E	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{16}$			
	孫 F	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{16}$			

【解答への道】

普通養子縁組の場合は、養子縁組後も実親側との血族関係は継続するが、特別養子縁組の場合は、養子縁組後は実親側との血族関係は断絶する。したがって、〔設例2〕において、子Fは、被相続人甲の相続人となることはできない。

また、〔設例5〕において、孫Eと孫Fの出生が長女の夫Bの養子縁組前か後かは不明であるが、孫Eと孫Fが長女Aを通じて被相続人甲の直系卑属であることから代襲相続人となる。

問題 6

〔設例 1〕

II 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額	課税遺産額
千円		30,000+6,000×4人 千円 =54,000	千円
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額	相続税の総額の基となる税額
配偶者乙	$\frac{1}{2}$	千円	円
養子 B	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{6}$		
養子 C			
養子 D	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{6}$		
孫 E	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{6}$		
合計	4人	1	円

〔設例 2〕

II 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額	課税遺産額
千円		30,000+6,000×5人 千円 =60,000	千円
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額	相続税の総額の基となる税額
配偶者乙	$\frac{1}{2}$	千円	円
長女 A	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} = \frac{1}{8}$		
夫 A'	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} = \frac{1}{8}$		
養子 F	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} + \frac{1}{2} \times \frac{1}{4}$		
	$\frac{1}{2} \times \frac{3}{16}$		
孫 E	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{16}$		
合計	5人	1	円

〔設例 3〕

II 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額	課税遺産額
千円		30,000+6,000×3人 =48,000 千円	千円
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額	相続税の総額の基となる税額
配偶者乙	$\frac{1}{2}$	千円	円
養子 A	$\left. \begin{array}{l} \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4} \\ \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4} \end{array} \right\}$		
養子 B			
養子 C	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$		
合計	3人	1	円

〔設例 4〕

II 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額	課税遺産額
千円		30,000+6,000×3人 =48,000 千円	千円
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額	相続税の総額の基となる税額
配偶者乙	$\frac{1}{2}$	千円	円
養子 B	$\left. \begin{array}{l} \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4} \\ \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4} \end{array} \right\}$		
養子 C			
子 E	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$		
合計	3人	1	円

〔設例5〕

II 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額	課税遺産額
千円		30,000+6,000×4人 =54,000 千円	千円
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額	相続税の総額の基となる税額
配偶者乙	$\frac{3}{4}$	千円	円
養子D	$\frac{1}{4} \times \frac{2}{4} = \frac{1}{8}$		
養子E	$\frac{1}{4} \times \frac{1}{4} = \frac{1}{16}$		
養子F	$\frac{1}{4} \times \frac{1}{4} = \frac{1}{16}$		
合計	4人	1	円

〔設例6〕

II 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額	課税遺産額
千円		30,000+6,000×3人 =48,000 千円	千円
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額	相続税の総額の基となる税額
配偶者乙	$\frac{1}{2}$	千円	円
養子A	$\left. \begin{array}{l} \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4} \\ \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4} \end{array} \right\}$		
養子B			
養子C	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$		
合計	3人	1	円

〔設例7〕

II 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額	課税遺産額
千円		30,000+6,000×3人 =48,000 千円	千円
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額	相続税の総額の基となる税額
配偶者乙	$\frac{1}{2}$	千円	円
養子B	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$		
養子C	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$		
養子D			
合計	3人	1	円

【解答への道】

養子の算入制限の適用を受けない者（実子とみなされる者）は、次のとおりである。

- (1) 被相続人の特別養子
- (2) いわゆる配偶者の連れ子で被相続人の養子となった者
- (3) 被相続人の実子又は養子の代襲相続権を有している者

問題 7

I 相続人及び受遺者の相続税の課税価格の計算

1 遺贈財産価額の計算 (単位：円)					
財産の種類	計	算	過 程	取得者	金額
宅 地	$40,000,000 - 40,000,000 \times \frac{400\text{m}^2}{400\text{m}^2} \times \frac{80}{100}$ $= 8,000,000$			配偶者乙	8,000,000
家 屋	$12,000,000 \times 1.0 = 12,000,000$			配偶者乙	12,000,000
山 林				弟 T	4,000,000
立 木	相続人又は包括受遺者でないため立木の評価減の適用なし。			弟 T	25,000,000
2 分割財産価額の計算 (単位：円)					
配偶者乙	93,000,000				
養子 B	47,850,000				
養子 C	47,150,000				
孫 D	50,000,000				
3 債務控除額の計算 (単位：円)					
債務及び葬式費用	負担者	計	算	過 程	金額
債 務	配偶者乙	$\frac{1}{2} = 8,550,000$			8,550,000
	養子 B	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = 2,850,000$			2,850,000
	養子 C	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = 2,850,000$			2,850,000
	孫 D	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = 2,850,000$			2,850,000
葬式費用	配偶者乙				1,000,000

4 相続又は遺贈によるみなし財産価額の計算			(単位：円)	
財産の種類	計 算 過 程	取 得 者	金 額	
債務免除等 による利益 生命保険金		配偶者乙	5,600,000	
		配偶者乙	50,000,000	
	$10,000,000 \times \frac{1}{2} = 5,000,000$	養子 B	5,000,000	
	$20,000,000 \times \frac{1}{2} = 10,000,000$	養子 C	10,000,000	
	$15,000,000 \times \frac{2}{3} = 10,000,000$	孫 D	10,000,000	
同 上 の 非課税金額	(1) $5,000,000 \times 3人 = 15,000,000$			
	(2) $50,000,000 + 5,000,000 + 10,000,000$ $+ 10,000,000 = 75,000,000$			
	(3) (1) < (2) ∴			
	$15,000,000 \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{50,000,000}{75,000,000} = 10,000,000 \\ \frac{5,000,000}{75,000,000} = 1,000,000 \\ \frac{10,000,000}{75,000,000} = 2,000,000 \\ \frac{10,000,000}{75,000,000} = 2,000,000 \end{array} \right.$	配偶者乙	△ 10,000,000	
		養子 B	△ 1,000,000	
		養子 C	△ 2,000,000	
		孫 D	△ 2,000,000	
	5 相続税の課税価格に加算する贈与財産価額の計算			(単位：円)
	贈与年分	受 贈 者	計 算 過 程	加 算 さ れ る 贈 与 財 産 価 額
	令和4年	配偶者乙		9,000,000
令和5年	養子 C		2,500,000	
令和6年	養子 B		2,400,000	
令和6年	養子 C	$30,000,000 \leq 30,000,000 \quad \therefore 0$	0	

6 各人の相続税の課税価格の計算 (単位：円)					
相続人等 区 分	配偶者乙	弟 T	養子 B	養子 C	孫 D
遺贈による取得財産	20,000,000	29,000,000			
分割による取得財産	93,000,000		47,850,000	47,150,000	50,000,000
みなし財産	45,600,000		4,000,000	8,000,000	8,000,000
債務控除	△ 9,550,000		△ 2,850,000	△ 2,850,000	△ 2,850,000
生前贈与財産の加算額	9,000,000		2,400,000	2,500,000	
課税価格	158,050,000	29,000,000	51,400,000	54,800,000	55,150,000

II 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額	課税遺産額
348,400 千円		30,000 + 6,000 × 3人 = 48,000 千円	300,400 千円
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額	相続税の総額の基となる税額
配偶者乙	$\frac{1}{2}$	150,200 千円	43,080,000 円
養子 B	$\left. \begin{array}{l} \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4} \\ \frac{1}{2} \times \frac{1}{4} = \frac{1}{8} \end{array} \right\}$	75,100	15,530,000
養子 C			
孫 D	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$	75,100	15,530,000
合計 3人	1		74,140,000 円

III 各相続人等の納付すべき相続税額の計算

1 各人別の納付税額の計算 (単位：円)					
相続人等 区 分	配偶者乙	弟 T	養子 B	養子 C	孫 D
算出税額	33,633,257	6,171,239	10,937,990	11,661,515	11,735,995
加算又は控除	相続税額の加算額	1,234,247			
	贈与税額控除額 (暦年課税)	△ 1,910,000	—	△ 140,000	
	配偶者の税額軽減額	△ 31,723,257			
	未成年者控除額			△ 100,000	△ 300,000
			△ 6,800,000	△ 7,000,000	
納付税額(100円未満切捨)	0	7,405,400	4,037,900	4,221,500	10,335,900

2 税額控除等の計算		(単位：円)	
控除等の項目	対象者	計 算 過 程	金 額
相続税額の加算額	弟 T	$6,171,239 \times \frac{20}{100} = 1,234,247$	1,234,247
贈与税額控除額 (暦年課税)	配偶者乙	$(9,000,000 - 1,100,000) \times 40\% - 1,250,000$ $= 1,910,000$	1,910,000
	養子 C	$(2,500,000 - 1,100,000) \times 10\% = 140,000$	140,000
	養子 B	相続開始年分の被相続人からの贈与のため、贈与税は非課税。	—
配偶者の税額軽減額	配偶者乙	(1) $33,633,257 - 1,910,000 = 31,723,257$	31,723,257
		(2) ① $348,400,000 \times \frac{1}{2} = 174,200,000 \geq 160,000,000$ ∴ 174,200,000 ② 158,050,000 ③ ① > ② ∴ 158,050,000 ④ $74,140,000 \times \frac{158,050,000}{348,400,000} = 33,633,257$ (3) (1) ≤ (2) ④ ∴ 31,723,257	
未成年者控除額	養子 B	$100,000 \times (18\text{歳} - 17\text{歳}) = 100,000$	100,000
	養子 C	$100,000 \times (18\text{歳} - 15\text{歳}) = 300,000$	300,000
	孫 D	$100,000 \times (18\text{歳} - 4\text{歳}) = 1,400,000$	1,400,000
障害者控除額	養子 B	$100,000 \times (85\text{歳} - 17\text{歳}) = 6,800,000$	6,800,000
	養子 C	$100,000 \times (85\text{歳} - 15\text{歳}) = 7,000,000$	7,000,000

【解答への道】

養子B及び養子Cは、養子の算入制限の適用を受ける養子であっても、法定相続人に該当するため、未成年者控除及び障害者控除の適用はある。また、相続人であるため生命保険金等についての非課税の適用もある。

問題 8

〔設例 1〕

(東京)

(1) 1,300円 (2) 1,310円 (3) 1,350円 (4) 1,390円 ∴ 1,300円

(名古屋)

(1) 1,310円 (2) 1,295円 (3) 1,335円 (4) 1,400円 ∴ 1,295円

1,300円 > 1,295円 ∴ 1,295円 × 10,000株 = 12,950,000円

〔設例 2〕

(1) 1,500円 (2) $1,250円 \times (1 + 0.20) - 50円 \times 0.20 = 1,490円$

(3) 1,510円 (4) 1,520円

∴ 1,490円 × 10,000株 = 14,900,000円

〔設例 3〕

(1) 1,575円 (2) 1,570円 (3) 1,590円 (4) 1,580円

∴ 1,570円 × 10,000株 = 15,700,000円

【解答への道】

- 1 課税時期が基準日以前であるときは、含みの株価で評価を行う。
- 2 2以上の金融商品取引所に上場されている場合は、最も低い金額の金融商品取引所の株価を採ることができる。

問題 9

A 社

(1) 株式

$$\textcircled{1} \quad 1,280\text{円} \quad \textcircled{2} \quad 1,220\text{円} \quad \textcircled{3} \quad 1,210\text{円} \quad \textcircled{4} \quad \frac{1,430\text{円} + 50\text{円} \times 0.20}{1 + 0.20} = 1,200\text{円}$$

$$\therefore 1,200\text{円} \times 40,000\text{株} = 48,000,000\text{円}$$

(2) 株式の割当てを受ける権利

$$(1,200\text{円} - 50\text{円}) \times 40,000\text{株} \times 0.20 = 9,200,000\text{円}$$

B 社

(1) 株式

$$\textcircled{1} \quad 1,220\text{円} \quad \textcircled{2} \quad 1,215\text{円} \quad \textcircled{3} \quad 1,210\text{円} \quad \textcircled{4} \quad 1,212\text{円}$$

$$\therefore 1,210\text{円} \times 20,000\text{株} = 24,200,000\text{円}$$

(2) 配当期待権

$$10\text{円} \times 20,000\text{株} \times (1 - 20.315\%) = 159,370\text{円}$$

C 社

(1) 株式

$$\textcircled{1} \quad 1,020\text{円} \quad \textcircled{2} \quad 1,010\text{円} \quad \textcircled{3} \quad 1,002\text{円} \quad \textcircled{4} \quad \frac{1,100\text{円}}{1.1} = 1,000\text{円}$$

$$\therefore 1,000\text{円} \times 15,000\text{株} = 15,000,000\text{円}$$

(2) 株式無償交付期待権

$$1,000\text{円} \times 15,000\text{株} \times 0.1 = 1,500,000\text{円}$$

D 社

(1) 株式

$$\textcircled{1} \quad 640\text{円} \quad \textcircled{2} \quad 610\text{円} \quad \textcircled{3} \quad 607\text{円} \quad \textcircled{4} \quad \frac{716\text{円} + 50\text{円} \times 0.20}{1 + 0.20} = 605\text{円}$$

$$\therefore 605\text{円} \times 10,000\text{株} = 6,050,000\text{円}$$

(2) 株主となる権利

$$605\text{円} \times 10,000\text{株} \times 0.20 = 1,210,000\text{円}$$

【解答への道】

- 1 配当落ちの場合には、月平均額の修正は行わない。
- 2 株式に関する権利の名称は、問題文中には与えられないため、それぞれ正確に書けるようにしておくこと。

問題10

〔設例1〕

1 株式

$$1,280円 \times 40,000株 = 51,200,000円$$

$$51,200,000円 - 47,200,000円 = 4,000,000円$$

2 株式の割当てを受ける権利

$$(1,280円 - 50円) \times 40,000株 \times 0.20 = 9,840,000円$$

〔設例2〕

1 株式

$$1,220円 \times 20,000株 = 24,400,000円$$

$$24,400,000円 - 20,000,000円 = 4,400,000円$$

2 配当期待権

$$10円 \times 20,000株 \times (1 - 20.315\%) = 159,370円$$

【解答への道】

負担付贈与又は低額譲受（みなし贈与）により取得した株式については、贈与税の課税を回避して利益供与を行うことができるため、通常の相続税評価額を用いず、課税時期の市場価格で評価する。

なお、負担付遺贈又は低額譲受（みなし遺贈）により取得した株式については、通常の相続税評価額を用いる。

